市　章

彦根市公報

令和5年(2023年)4月17日
号外第1号
月　曜　日

定日発行　毎月１日、15日　２回

目　　次

○　規則
3　彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則 3
4　彦根市個人情報保護審査会規則..... 28
5　彦根市千福財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則 31
6　彦根市千福財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則 31
7　彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則 31
8　彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則 31
9　彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則..... 32
10　彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則 32
11　彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則 32
12　彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則 32
13　彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則 33
14　彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則 33
15　彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 33
16　彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 33
17　彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 34
18　彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則 35
19　彦根市契約規則の一部を改正する規則 36
21　彦根市営住宅運営委員会規則等の一部を改正する規則 36
22　ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則 38
23　彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則 39
24　彦根市契約規則の一部を改正する規則 47
25　彦根市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則 48
26　彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 48
27　彦根市財務規則の一部を改正する規則 49
28　彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則 50
29　彦根市消防団員等公務災害補償条例第９条の２第１項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則..... 52
30　彦根市市税規則の一部を改正する規則 52
31　彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則 70
32　彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 70
33　彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 72
○　告示
46　認可地縁団体の告示事項の変更 72
47　彦根市指定下水道工事店の指定の取消し 73
48　彦根市指定下水道工事店の指定(新規) 73
49　彦根市の歳入の徴収事務の委託 73

50　彦根市排水設備新設補助金交付要綱の一部改正 74
51　彦根市移住促進住宅取得費補助金交付要綱の一部改正 79
52　彦根市移住支援金交付要綱の一部改正 81
53　彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正 81
54　彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会設置要綱の一部改正 82
55　予算の要領の公表 82
56　彦根市いきがいわくワークセンター設置要綱および彦根市清掃センターにおける監視カメラ等の運用に関する要綱の一部改正 83
57　彦根市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部改正 83
58　地縁団体の認可 85
59　彦根市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の一部改正 86
60　彦根市レンタサイクル事業実施要綱の一部改正 87
61　公共下水道の供用および下水の処理の開始 87
62　都市計画の変更(彦根長浜都市計画公園) 88
63　市道路線の廃止 88
64　市道路線の認定 89
65　市道区域の決定または変更 90
66　市道の供用の開始 93
67　彦根市特定教育・保育施設等整備運営補助金交付要綱の一部改正 96
68　彦根市障害者福祉施設通所費助成事業実施要綱の廃止 98
69　彦根市営中央駐車場の使用料の徴収事務の委託 99
70　彦根市営河瀬駅前西口駐車場、彦根駅前第1自転車駐車場、彦根駅前第2自転車駐車場、河瀬駅前東口自転車駐車場および河瀬駅前西口自転車駐車場の使用料の徴収事務の委託 99
71　彦根市県外定期予防接種費用助成金交付要綱 99
72　指定納付受託者の指定 105
73　令和5年度(2023年度)一般廃棄物処理実施計画 107
74　彦根市体育館使用助成金交付要綱の廃止 107
75　指定納付受託者の指定 108
76　彦根市立中学校給食費徴収金取扱要綱の一部改正 108
77　居宅介護支援事業者の廃止届を受理したもの 108
78　認可地縁団体の告示事項の変更 109
79　彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務の委託 111
80　彦根市レンタサイクル事業の利用料の収納事務の委託 111
81　健康診査手数料の徴収事務の委託 112
82　健康診査手数料の徴収事務の委託 112
83　健康診査手数料の徴収事務の委託 113
84　健康診査手数料の徴収事務の委託 113
85　彦根市養育費に関する公正証書等作成費用補助金交付要綱の一部改正 113
86　令和元年度彦根市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止 114
87　令和2年度彦根市児童扶養手当受給者応援給付金支給事業実施要綱の廃止 115
88　令和2年度彦根市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱の廃止 115
89　彦根市ひとり親家庭支援事業利用助成金交付要綱の廃止 115
90　犬の登録手数料および狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託 115
91　国宝・重要文化財建造物耐震対策工事実施検討委員会設置要綱 116
92　国宝・重要文化財建造物防災対策工事実施検討委員会設置要綱 117
93　指定納付受託者の指定 118
94　指定地域密着型サービス事業者の指定 118
95　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 118

96　指定地域密着型サービス事業者の指定 119
97　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 119
98　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 119
99　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 120
100　指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定 120
101　保育料の収納事務の委託..... 120
102　彦根市予防接種事業実施要綱の一部改正 121
103　彦根市造血幹細胞移植等によるワクチン再接種費用助成事業実施要綱 121
104　彦根市地域包括支援センター運営事業委託要綱の一部改正 129
105　認可地縁団体の告示事項の変更 129
106　夢京橋あかり館の観覧料の徴収事務の委託 130
107　指定納付受託者の指定..... 130
108　指定納付受託者の指定..... 131
109　指定納付受託者の指定..... 131
110　指定納付受託者の指定..... 131
111　指定納付受託者の指定..... 132
112　指定納付受託者の指定..... 132
113　指定納付受託者の指定..... 132
114　指定納付受託者の指定..... 133
115　指定居宅介護支援事業者の指定 133
116　彦根市がん患者アピアランスサポート事業助成金交付要綱 133
117　彦根市出産・子育て応援給付金支給事業実施要綱 137
118　彦根市障害者自動車燃料費および福祉タクシー運賃助成事業実施要綱の一部改正 147
119　自転車等の移動および保管..... 147
120　自転車等の移動および保管..... 148
121　彦根市子どもセンターの使用料および損料の収納事務の委託 149
122　彦根市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の一部改正 149
123　彦根市成年後見人等報酬助成金交付要綱の一部改正 150
124　彦根市パーク・アンド・バスライド実施協議会設置要綱の廃止 152
125　彦根市使用済みおむつ園内処理等事業費交付金交付要綱 153
126　彦根市災害対策本部規程の一部改正 156
127　彦根市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱の一部改正 161
128　彦根市認可外保育施設指導要綱の一部改正 161
129　彦根市重症心身障害者通園施設運営費補助金交付要綱の一部改正 161
130　彦根市業務見直し検討委員会設置要綱の廃止 162
131　彦根市妊婦健康診査等事業実施要綱の一部改正 162
132　彦根市不育症治療費助成金交付要綱 170
133　彦根市在宅重度障害者等支援事業補助金交付要綱の一部改正 176
134　彦根市雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱の一部改正 .. 185
135　彦根市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部改正 186
136　彦根市障害福祉団体等福祉活動費補助金交付要綱の廃止 186
137　令和５年度における利便性係数 187
139　彦根市私立幼稚園の実費徴収に係る補足給付費給付要綱の一部改正 187
140　彦根市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付費給付要綱の一部改正 188
141　地価公示図書閲覧規程等の一部改正 188

規則

彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和５年３月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第3号

彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条　この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)および彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年彦根市条例第6号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条　この規則で使用する用語は、法、令および条例で使用する用語の例による。

(市内部における利用および提供に係る適正管理)

第3条　法第69条第1項に規定する法令に規定する場合により、または同条第2項本文の規定に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しようとする場合は、当該保有個人情報を所管する課等の長は、当該利用しようとする課等の長に、保有個人情報目的外利用・提供申請書(別記様式第1号)を提出させなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2　法第69条第1項に規定する法令に規定する場合により、もしくは同条第2項本文の規定に基づき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条各号の規定に基づき、他の実施機関(市の議会を含む。以下この条において同じ。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供するときは、当該保有個人情報を所管する課等の長は、当該提供を受けようとする他の実施機関の課等の長に、保有個人情報目的外利用・提供申請書を提出させなければならない。ただし、緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3　前2項の規定による申請があったときは、当該申請に係る保有個人情報を所管する課等の長は、その可否を決定し、保有個人情報目的外利用・提供可否決定通知書(別記様式第2号)により、当該申請をした課等の長または他の実施機関の課等の長に通知するものとする。ただし、第1項ただし書および前項ただし書の場合は、この限りでない。

(市以外の行政機関等への提供に係る適正管理)

第4条　市長は、法第69条第1項に規定する法令に規定する場合により、もしくは同条第2項本文の規定に基づき、または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条各号の規定に基づき、行政機関等(他の実施機関および市の議会を除く。)に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供するときは、当該提供を受けようとする者(次項において「提供申請者」という。)にあらかじめ保有個人情報提供申請書(別記様式第3号)を提出させなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)　任意の様式による申請(保有個人情報提供申請書の記載内容に準じた記載があるものに限る。)があった場合

(2)　緊急その他やむを得ないと認める場合

2　前項の申請があったときは、市長は、その可否を決定し、保有個人情報提供可否決定通知書(別記様式第4号)により当該提供申請者に通知するものとする。

(必要な文書の様式)

第5条　法および令の施行のために必要な文書の様式は、別に定めるもののほか、次の表に掲げるところによるものとする。

様式名	根拠規定
保有個人情報開示請求書(別記様式第5号)	法第77条第1項
保有個人情報開示決定通知書(別記様式第6号)	法第82条第1項
保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(別記様式第7号)	法第82条第2項
保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記様式第8号)	法第83条第2項
保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記様式第9号)	法第84条
第三者意見照会書(法第86条第1項適用)(別記様式第10号)	法第86条第1項

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)(別記様式第11号)	法第86条第2項
保有個人情報の開示決定等に関する意見書(別記様式第12号)	法第86条
開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書(別記様式第13号)	法第86条第3項
保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記様式第14号)	法第87条第3項
保有個人情報訂正請求書(別記様式第15号)	法第91条第1項
保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第16号)	法第93条第1項
保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(別記様式第17号)	法第93条第2項
保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記様式第18号)	法第94条第2項
保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記様式第19号)	法第95条
保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別記様式第20号)	法第97条
保有個人情報利用停止請求書(別記様式第21号)	法第99条第1項
保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第22号)	法第101条第1項
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別記様式第23号)	法第101条第2項
保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記様式第24号)	法第102条第2項
保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記様式第25号)	法第103条
個人情報保護審査会諮問通知書(別記様式第26号)	法第105条第3項において準用する同条第2項
審査請求人等に関する保有個人情報の開示決定に係る通知書(別記様式第27号)	法第107条第1項において準用する法第86条第3項
委任状(個人情報に係る開示請求用)(別記様式第28号)	令第22条第3項
委任状(特定個人情報に係る開示請求用)(別記様式第29号)	令第22条第3項
委任状(訂正請求用)(別記様式第30号)	令第29条において準用する令第22条第3項
委任状(特定個人情報に係る訂正請求用)(別記様式第31号)	令第29条において準用する令第22条第3項
委任状(利用停止請求用)(別記様式第32号)	令第29条において準用する令第22条第3項
委任状(特定個人情報に係る利用停止請求用)(別記様式第33号)	令第29条において準用する令第22条第3項

(電磁的記録の開示の方法)

第６条　法第87条第１項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

(1)　録音テープまたは録音ディスク　当該録音テープまたは録音ディスクを市が保有する機器により再生したものの聴取または録音カセットテープに複写した物の交付

(2)　ビデオテープまたはビデオディスク　当該ビデオテープまたはビデオディスクを市が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオカセットテープに複写した物の交付

(3)　その他の電磁的記録　次に掲げる方法で市が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをい

う。)により行うことができるもの

ア　当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付

イ　当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2　前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあっては、電磁的記録の保存に支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

(費用の負担)

第7条　条例第7条に規定する写しの作成および送付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

2　前項の費用は、写しの交付の際(送付により写しの交付を受ける場合は、写しの交付を受けるまで)に納付しなければならない。

(保有特定個人情報の開示に係る費用の免除)

第8条　条例第7条ただし書の規定により、開示請求を受けた保有特定個人情報に係る本人が、経済的困難により同条に規定する費用を負担する資力がないと認められるときは、当該費用を免除することができる。

2　前項の規定による免除を受けようとする者は、法第82条第1項の規定による通知を受け取った後、遅滞なく当該免除を求める理由を記載した保有特定個人情報の開示に係る費用の免除申請書(別記様式第34号)を市長に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、第1項の保有特定個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条　条例第18条の規定による運用状況の公表は、毎年6月30日までに行うものとする。

2　前項の規定による公表は、市公報への登載、市の掲示板への掲示その他適宜の方法により行うものとする。

(委任)

第10条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(彦根市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2　彦根市個人情報保護条例施行規則(平成17年彦根市規則第1号)は、廃止する。

別表(第7条関係)

区分			費用の額
写しの作成に要する費用	複写機により用紙に黒単色で複写する場合	日本産業規格A列3番および4番ならびにB列4番の大きさのもの	1枚につき10円
	複写機により用紙にカラーで複写する場合	日本産業規格A列3番の大きさのもの	1枚につき80円
		日本産業規格A列4番およびB列4番の大きさのもの	1枚につき50円
	上記以外の方法により写しを作成する場合		作成に要する費用として市長が別に定める額
写しの送付に要する費用			郵便料金に相当する額

備考　用紙の両面に複写する場合については、片面を1枚として費用の額を算定する。

別　記

様式第1号(第3条関係)

第　　号
年　　月　　日

(保有課等長)　　様

(利用課等長)

保有個人情報目的外利用・提供申請書

彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則第3条第1項または第2項の規定により、下記のとおり保有個人情報を利用目的外に利用し、または提供を受けたいので申請します。

記

1　利用したい保有個人情報の名称または内容

□特定個人情報以外　　□特定個人情報

2　利用目的外の利用または提供の申請根拠

□　個人情報の保護に関する法律第69条第　項第　号

第69条第1項または第2項第2号もしくは第3号の場合は、その法令および条項

(　　)

□　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第　号

3　利用課等における保有個人情報の利用事務の内容

(1)　利用事務の名称

(2)　利用目的

(3)　利用期間　　年　月　日から　年　月　日まで

(4)　利用業務の種別　　□通常(定例)業務　　□臨時業務

(注)該当する□に、レ印をしてください。

様式第2号(第3条関係)

第　　号
年　　月　　日

(利用課等長)　　様

(保有課等長)

保有個人情報目的外利用・提供可否決定通知書

年　月　日付け　第　号で申請のあった保有個人情報の利用目的外の利用または提供については、下記のとおり決定したので、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則第3条第3項の規定により、通知します。

記

1　決定の内容

□可

[□個人情報の保護に関する法律第69条第　項第　号を適用
□行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第　号を適用]

□　否

2　保有個人情報の内容および保有課等の事務および利用目的

(1)　保有個人情報の内容

(2)　保有課等における事務の名称

(3)　保有課等における利用目的

3　利用または提供の決定に係る利用課等の利用事務の内容

(1)　利用事務の名称

(2)　利用目的

(3)　利用期間　　年　月　日から　年　月　日まで

(4)　利用業務の種別　　□通常(定例)業務　　□臨時業務

4　不承認の理由

様式第3号(第4条関係)

第　　号

年　　月　　日

彦根市長　　様

(申請者)

郵便番号

住所

氏名

電話番号

保有個人情報提供申請書

次のとおり保有個人情報の提供を受けたいので、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　提供を受けたい保有個人情報の名称または内容

2　提供の申請根拠

□　個人情報の保護に関する法律第69条第　項第　号

第69条第1項または第2項第2号もしくは第3号の場合は、その法令および条項

(　　)

□　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第　号

3　提供を受ける保有個人情報の利用事務の内容

(1)　利用事務の名称

(2)　利用目的

(3)　利用期間　　年　月　日から　年　月　日まで

(4)　利用業務の種別　　□通常(定例)業務　　□臨時業務

(注)該当する□に、レ印をしてください。

様式第4号(第4条関係)

第　　号

年　　月　　日

様

（実施機関の長）　印

保有個人情報提供可否決定通知書

年　　月　　日付け　第　　号で申請のあった保有個人情報の提供については、次のとおり決定しましたので、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則第４条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1　決定の内容
　□可
　　□個人情報の保護に関する法律第69条第　項第　号を適用
　　□行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第　号を適用
　□　否
2　提供する保有個人情報の名称または内容

3　提供の条件
　(1)　保有個人情報提供申請書に記載された利用事務の内容の範囲内で利用すること。
　(2)　提供する保有個人情報に関し、漏えいの防止その他適切な管理のために必要な措置を講ずること。
　(3)　必要に応じて、提供前または随時に、提供する保有個人情報の取扱いに関し、実地による調査等を行うことがある。この場合において、当該調査等により指摘したときは、当該事項を改善すること。
　(4)　その他の条件
4　提供期間　　年　月　日から　年　月　日まで
5　不承認の理由
6　連絡先
　担当課等
　電話番号

様式第５号(第５条関係)

年　　月　　日

（実施機関の長）　　様

(ふりがな)
氏　　名
住所または居所
〒
ＴＥＬ　　(　　)

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第１項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1　開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

□　個人番号を含む保有個人情報　(該当する場合は、□にレ印を付してください。)

2　求める開示の実施方法等(本欄の記載は任意です。)

(1)または(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法および希望日を記載してください。

(1)　事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付　□その他(　　) ＜実施の希望日＞　　年　　月　　日 (2)　写しの送付を希望する。

3　本人確認等

(1)　開示請求者　　□本人　□法定代理人　□任意代理人
(2)　請求者本人確認書類 □運転免許証　　□健康保険被保険者証 □個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　) ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3)　本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) ア　本人の状況　□未成年者(　　年　月　日生)　　□成年被後見人 □任意代理人委任者 イ　(ふりがな) 本人の氏名 ウ　本人の住所または居所
(4)　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他(　　)
(5)　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他(　　)

※備考欄(実施機関において使用しますので、記載する必要はありません。)

担当課(室)等	受付窓口	収受番号　　号
		収受年月日　　年　　月　　日

様式第6号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(開示請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報開示決定通知書

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1　開示する保有個人情報(　全部開示　・　部分開示　)

2　不開示とした部分およびその理由

3　開示する保有個人情報の利用目的

4　開示の実施の方法等(同封の説明事項をお読みください。)

(1)　開示の実施の方法等

(2)　事務所における開示を実施することができる日時および場所

期間　　月　日から　月　日まで(土曜日、日曜日および祝祭日を除く。)

時間

場所

(3)　写しの作成および送付に要する費用(見込額)、写しの送付の準備日数等

※　経済的困難その他特別の理由により保有特定個人情報の開示に係る写しの作成および送付に要する費用の免除を求める場合は、あらかじめ別記様式第34号の申請書を提出してください。

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第7号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(開示請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　開示をしないこととした理由

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

　なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第8号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(開示請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　延長後の期間

　　日(開示決定等の期限　　年　月　日)

3　延長の理由

本件連絡先
○○○○○○

様式第9号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(開示請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　法第84条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由

3　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
　　年　月　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。
　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第10号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(第三者利害関係人)　　様

(実施機関の長)　　印

第三者意見照会書(法第86条第1項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。
つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。
なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　開示請求の年月日　　年　月　日
3　開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容

4　意見書の提出先
　課等名
　連絡先
5　意見書の提出期限　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第11号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(第三者利害関係人)　　様

(実施機関の長)　　印

第三者意見照会書(法第86条第2項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等
2　開示請求の年月日　　年　月　日
3　法第86条第2項第1号または第2号の規定の適用区分およびその理由
　適用区分　　□第1号　□第2号
　適用理由
4　開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容

5　意見書の提出先
　課等名
　連絡先
6　意見書の提出期限　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第12号(第5条関係)

年　月　日

(実施機関の長)　　様

(ふりがな)
氏名または名称
(法人その他の団体にあっては、その団体の代表者名)
住所または居所
(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

　　年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　開示に関しての御意見
□保有個人情報を開示されることについて支障がない。
□保有個人情報を開示されることについて支障がある。
(1)　支障(不利益)がある部分

(2)　支障(不利益)の具体的理由

3　連絡先

様式第13号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(反対意見書を提出した第三者)　　様

(実施機関の長)　　印

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等)から　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項の規定により通知します。

記

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等
2　開示することとした理由
3　開示決定をした日　　年　月　日
4　開示を実施する日　　年　月　日

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第14号(第5条関係)

年　　月　　日

(実施機関の長)　　様

(ふりがな)
氏　　名
住所または居所
〒

ＴＥＬ　　(　　)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1　保有個人情報開示決定通知書の番号等

年　月　日付け　　号

2　求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	(1)　閲覧	ア　全部 イ　一部(　　)
	(2)　複写したものの交付	ア　全部 イ　一部(　　)
	(3)　その他(　　)	ア　全部 イ　一部(　　)

3　開示の実施を希望する日

年　月　日　午前・午後

4　「写しの送付」の希望の有無

有　・　無

様式第15号(第5条関係)

年　　月　　日

(実施機関の長)　　様

(ふりがな)
氏　　名
住所または居所
〒
ＴＥＬ　　(　　)

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1　訂正に関する事項

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号等　　年　月　日付け　　号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等

	□　個人番号を含む保有個人情報　（該当する場合は、□にレ印を付してください。）
訂正請求の趣旨および理由	（趣旨） （理由）

2　本人確認等

(1)　訂正請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人
(2)　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証 □個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　) ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3)　本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) ア　本人の状況　□未成年者(　年　月　日生)　□成年被後見人 □任意代理人委任者 イ　(ふりがな) 本人の氏名 ウ　本人の住所または居所
(4)　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他(　　)
(5)　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他(　　)

※備考欄(実施機関において使用しますので、記載する必要はありません。)

担当課(室)等	受付窓口	収受番号　　号
		収受年月日　　年　　月　　日

様式第16号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(訂正請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報訂正決定通知書

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等
2　訂正請求の趣旨
3　訂正決定をする内容および理由
(訂正内容)
(訂正理由)

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第17号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(訂正請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2　訂正をしないこととした理由

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第18号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　　様

（実施機関の長）　　印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2　延長後の期間
　　日(訂正決定等の期限　　年　月　日)

3　延長の理由

本件連絡先
○○○○○○

様式第19号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

（訂正請求者）　　様

（実施機関の長）　　印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等

2　法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由

3　訂正決定等をする期限　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第20号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

（他の行政機関の長等）　　様

彦根市長　　印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等)に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

1　訂正請求に係る保有個人情報の名称等
2　訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報
(氏名、住所等)

3　訂正請求の趣旨

4　訂正決定をする内容および理由
(訂正内容)

(訂正理由)

本件連絡先
○○○○○○

様式第21号(第5条関係)

年　　月　　日

(実施機関の長)　　様

(ふりがな)
氏　　名
住所または居所
〒
ＴＥＬ　　(　　)

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1　利用停止に関する事項

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号等　　年　月　日付け　　号 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 □　個人番号を含む保有個人情報　(該当する場合は、□にレ印を付してください。)
利用停止請求の趣旨および理由	(趣旨) □第98条第1項第1号該当　→　□利用の停止　　□消去

	□第98条第1項第2号該当　→　□提供の停止 （理由）

2　本人確認等

(1)　利用停止請求者　　□本人　□法定代理人　□任意代理人
(2)　請求者本人確認書類 □運転免許証　　□健康保険被保険者証 □個人番号カードまたは住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) □在留カード、特別永住者証明書または特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 □その他(　　) ※請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3)　本人の状況等(法定代理人または任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) ア　本人の状況　□未成年者(　　年　月　日生)　　□成年被後見人 □任意代理人委任者 イ　(ふりがな) 本人の氏名 ウ　本人の住所または居所
(4)　法定代理人が請求する場合は、次のいずれかの書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書 □その他(　　)
(5)　任意代理人が請求する場合は、次の書類を提示し、または提出してください。 請求資格確認書類　□委任状　□その他(　　)

※備考欄(実施機関において使用しますので、記載する必要はありません。)

担当課(室)等	受付窓口	収受番号　　号
		収受年月日　　年　　月　　日

様式第22号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(利用停止請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報利用停止決定通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等
2　利用停止請求の趣旨
3　利用停止決定をする内容および理由
(利用停止決定の内容)
(利用停止の理由)

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。
2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6

箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第23号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(利用停止請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2　利用停止をしないこととした理由

教示

1　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、彦根市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

本件連絡先
○○○○○○

様式第24号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(利用停止請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2　延長後の期間
日(利用停止決定等の期限　　年　月　日)

3　延長の理由

本件連絡先
○○○○○○

様式第25号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

(利用停止請求者)　　様

(実施機関の長)　　印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1　利用停止請求に係る保有個人情報の名称等

2　法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由

3　利用停止決定等をする期限　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第26号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

彦根市長　　印

個人情報保護審査会諮問通知書

年　　月　　日付けの審査請求については、次のとおり彦根市個人情報保護審査会に諮問しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定において準用する同条第2項の規定により通知します。

1　(開示請求・訂正請求・利用停止請求)のあった保有個人情報の内容等

2　審査請求の内容

3　審査請求があった年月日
　　年　月　日
4　諮問をした年月日
　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第27号(第5条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

彦根市長　　印

審査請求人等に関する保有個人情報の開示決定に係る通知書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しますので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により、次のとおり通知します。

1　開示請求に係る保有個人情報の名称等

2　保有個人情報に記録されているあなたの情報に関する開示決定の内容

3　開示決定をした理由

4　開示を実施する年月日
　　年　月　日

本件連絡先
○○○○○○

様式第28号(第5条関係)

委任状
(個人情報に係る開示請求用)

(代理人)　住所
　　氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の開示請求を行う権限
2　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　開示請求に係る個人情報の全部または一部を開示する旨の決定通知を受ける権限および開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
6　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限および開示の実施を受ける権限

年　月　日
（委任者）　住所
氏名　㊞
連絡先電話番号

（注）　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第29号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る開示請求用)

（代理人）　住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　特定個人情報の開示請求を行う権限
2　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　開示請求に係る特定個人情報の全部または一部を開示する旨の決定通知を受ける権限および開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
6　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限および開示の実施を受ける権限

年　月　日
（委任者）　住所
氏名　㊞
連絡先電話番号

（注）　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第30号(第5条関係)

委任状
(訂正請求用)

(代理人)　住所
　　氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の訂正請求を行う権限
2　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限および訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日
(委任者)　住所
　　氏名　　㊞
　　連絡先電話番号

(注)　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(訂正請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第31号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る訂正請求用)

(代理人)　住所
　　氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　特定個人情報の訂正請求を行う権限
2　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
3　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
4　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
5　訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限および訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日

（委任者）　住所
氏名　㊞
連絡先電話番号

（注）　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第32号(第5条関係)

委任状
(利用停止請求用)

（代理人）　住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　個人情報の利用停止請求を行う権限
2　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4　利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限および利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日
（委任者）　住所
氏名　㊞
連絡先電話番号

（注）　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第33号(第5条関係)

委任状
(特定個人情報に係る利用停止請求用)

（代理人）　住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1　特定個人情報の利用停止請求を行う権限
2　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
3　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
4　利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限および利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日
(委任者)　住所
氏名　　㊞
連絡先電話番号

(注)　次のいずれかの措置をとってください。
(1)　委任者の㊞については実印とし、印鑑登録証明書(利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限る。)を添付する。
(2)　委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第34号(第8条関係)

年　　月　　日

彦根市長　　様

(ふりがな)
氏　　名
住所または居所
〒
ＴＥＬ　　(　　)

保有特定個人情報の開示に係る費用の免除申請書

年　月　日付け　第　号で決定を受けた保有特定個人情報の開示に係る費用の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1　免除を求める額　　円

2　免除を求める理由
□　生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けており、開示に係る費用を負担する資力がないため
□　その他(理由を具体的に記載してください。)
(　　)

添付資料
□　保有個人情報開示決定通知書の写し
□　生活保護法第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面その他の開示に係る費用を負担する資力がないことを証明する書面

彦根市個人情報保護審査会規則をここに公布する。
令和5年3月27日
彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第4号

彦根市個人情報保護審査会規則

（趣旨）

第1条　この規則は、彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年彦根市条例第6号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、彦根市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営および調査審議の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条　審査会に、会長を置く。

2　会長は、委員の互選によって定める。

3　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4　会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、条例第10条第4項規定による委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

2　会議の議長は、会長をもって充てる。

3　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

（議会の審査会への諮問の方法）

第4条　彦根市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年彦根市条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問（以下「議会の諮問」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてさせなければならない。

（議会の諮問に対する審査会の調査審議）

第5条　条例第14条第1項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問	議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問
	当該諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）	議長
	法第78条第1項第4号に規定する開示決定等	議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等
	法第94条第1項に規定する訂正決定等	議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等
	法第102条第1項に規定する利用停止決定等	議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等
第11条第2項および第3項ならびに第12条第1項	諮問実施機関	議長
第12条第1項	前条第3項の規定による資料の提出または法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出	第14条第1項において読み替えて準用する前条第3項の規定による資料の提出または彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年彦根市規則第　号）第10条第2項もしくは第3項の規定による意見書または資料の提出
	同法	行政不服審査法（平成26年法律第

		68号)
第12条第1項および第2項	資料または主張書面	資料または意見書
第13条	第10条第1項の調査審議	第10条第2項第1号の調査審議

2　条例第14条第1項に定めるもののほか、審査会は、議会個人情報保護条例第45条第1項に規定する審査請求に係る事件(以下「議会審査請求事件」という。)に関し、審査請求人、参加人または議長(以下この条において「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

3　審査請求人等は、議会審査請求事件に関し、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書または資料を提出するべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

4　審査会は、議会審査請求事件に関し、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5　前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の定めるところにより、補佐人とともに出席することができる。

6　審査請求人等は、議会審査請求事件に関し、審査会に対し、審査会に提出された意見書または資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、その閲覧を拒むことができない。

7　審査会は、前項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

8　審査会は、議会の諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(調査審議の手続の併合または分離)

第6条　審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、または併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2　審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、または分離したときは、審査関係人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。)にその旨を通知しなければならない。

(公印)

第7条　審査会の会長の公印は、次のとおりとする。

彦根市個人
情報保護審
査会長之印

書体　てん書

方　21ミリメートル

2　前項の公印は、総務部総務課長が保管する。

(庶務)

第8条　審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第9条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付　則

(施行期日)

1　この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行す

る。

(彦根市個人情報保護審議会規則の廃止)

2　彦根市個人情報保護審議会規則(平成15年彦根市規則第42号)は、廃止する。

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第5号

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第6号

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則

彦根市千福財産区の所管に係る彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)の施行については、彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)(第14条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和3年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第7号

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第8号

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則

彦根市日夏町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)の施行については、彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)(第14条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市鳥居本町外 13 ケ町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第9号

彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則

彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第10号

彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則

彦根市鳥居本町外13ケ町財産区の所管に係る彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)の施行については、彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)(第14条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第11号

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行については、彦根市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年彦根市規則第3号)(第9条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第12号

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市情報公開条例施行規則

彦根市河瀬財産区の所管に係る彦根市情報公開条例(平成14年彦根市条例第56号)の施行については、彦根市情報公開条例施行規則(平成15年彦根市規則第4号)(第14条を除く。)の規定の例による。

付　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和３年法律第37号)附則第１条第７号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第13号

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険の保険料の減免に関する規則(令和２年彦根市規則第65号)の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「令和５年３月31日」を「令和５年６月30日」に改める。

第３条第３項中「令和３年度相当分」を「令和４年度相当分」に、「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「令和４年４月以後」を「令和５年４月以後」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第14号

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則

彦根市新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険の保険料の減免に関する規則(令和２年彦根市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「令和５年３月31日」を「令和５年６月30日」に改める。

第３条第３項中「令和３年度相当分」を「令和４年度相当分」に、「令和４年３月31日」を「令和５年３月31日」に、「令和４年４月以後」を「令和５年４月以後」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第15号

彦根市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市国民健康保険条例施行規則(平成９年彦根市規則第18号)の一部を次のように改正する。

付則第５項中「令和５年３月31日」を「令和５年５月７日」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年３月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第16号

彦根市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築基準法等施行細則(平成11年彦根市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5)　彦根市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例(令和4年彦根市条例第15号)第3条第1項ただし書の規定による許可(次項第6号において「特例許可」という。)を受けた場合にあっては、彦根市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例施行規則(令和4年彦根市規則第39号)第2条第2項に規定する特例許可通知書(次項第6号において「特例許可通知書」という。)の写し

(6)　法第68条の2第1項の規定に基づく本市の条例に規定された地区計画等の区域内において建築をする場合にあっては、当該条例の規定に適合することの確認に必要な図書

第4条第2項に次の3号を加える。

(6)　特例許可を受けた場合にあっては、特例許可通知書の写し

(7)　法第68条の2第1項の規定に基づく本市の条例に規定された地区計画等の区域内において建築をする場合にあっては、当該条例の規定に適合することの確認に必要な図書

(8)　建築主事が特に必要があると認める図書

第5条に次の1号を加える。

(3)　建築主事が特に必要があると認める図書

第6条に次の1号を加える。

(4)　建築主事が特に必要があると認める図書

第13条の見出し中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第14条第1項の表中「法第55条第3項第1号および」を「法第55条第3項および第4項第1号ならびに」に改める。

第24条第8号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

付　則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。ただし、第14条第1項の表の改正は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第17号

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年彦根市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(建築物のエネルギー消費性能の評価方法および評価基準)

第13条　条例第3条の6の表備考1の項に規定する規則で定める評価方法は、次に掲げる規定により評価する方法とする。

(1)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ

(2)　基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)

2　条例第3条の6の表備考2の項に規定する規則で定める評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1)　誘導性能基準　次のアからウまでのいずれかに掲げる規定に定める基準

ア　基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)

イ　基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)

ウ　基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(1)

(2)　誘導仕様基準　基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)の規定に定める基準

付　則

この規則は、令和5年3月27日から施行する。

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第18号

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

彦根市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年彦根市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第16条の見出し中「向上」を「一層の向上」に改め、同条中「向上のための建築物の新築等の工事」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に改める。

第17条の見出し中「向上」を「一層の向上」に改め、同条第1項中「向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」を「一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめよう」に、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に改める。

第18条第1項中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

第20条を次のように改める。

(建築物のエネルギー消費性能の評価方法および評価基準)

第20条　条例第3条の7の表備考2の項に規定する規則で定める評価方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　モデル建物法　次に掲げる規定により評価する方法

ア　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号ロ

イ　基準省令第10条第1号イ(2)およびロ(2)

(2)　モデル住宅法およびフロア入力法　次項第3号ウに掲げる規定に定める基準により評価する方法

2　条例第3条の7の表備考3の項に規定する規則で定める評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1)　誘導性能基準　次のアからウまでのいずれかに掲げる規定に定める基準

ア　基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(1)

イ　基準省令第10条第2号イ(1)およびロ(2)

ウ　基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(1)

(2)　誘導仕様基準　基準省令第10条第2号イ(2)およびロ(2)の規定に定める基準

(3)　性能基準　次のアからエまでのいずれかに掲げる規定に定める基準

ア　基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(1)

イ　基準省令第1条第1項第2号イ(1)およびロ(3)

ウ　基準省令第1条第1項第2号イ(2)およびロ(2)

エ　基準省令第1条第1項第2号イ(3)およびロ(1)

(4)　仕様基準　基準省令第1条第1項第2号イ(3)およびロ(3)の規定に定める基準

別記様式第11号中「向上の」を「一層の向上の」に改める。

別記様式第17号中「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」を「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了した旨の報告書」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したので」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したので」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築

物の新築等が行われた」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が行われた」に改める。

別記様式第18号中「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」を「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築物新築等の工事を取りやめたい」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたい」に改める。

付　則

1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第19号

彦根市契約規則の一部を改正する規則

彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号(その1)彦根市工事請負契約約款第32条中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付　則

この規則は、令和5年3月31日から施行する。

彦根市営住宅運営委員会規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第21号

彦根市営住宅運営委員会規則等の一部を改正する規則

(彦根市営住宅運営委員会規則の一部改正)

第1条　彦根市営住宅運営委員会規則(昭和37年彦根市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「都市建設部長」を「都市政策部長」に改める。

第7条中「都市建設部建築住宅課」を「都市政策部住宅課」に改める。

(彦根市公印規則の一部改正)

第2条　彦根市公印規則(昭和39年彦根市規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1同上(ふるさと納税専用)の項中「まちづくり推進課長」を「地域経済振興課長」に改める。

(彦根市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条　彦根市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和44年彦根市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第7項および第21条第7項中「総務部人事課」を「人事部人事課」に改める。

(彦根市消防職員懲戒取り扱い規則の一部改正)

第4条　彦根市消防職員懲戒取り扱い規則(昭和47年彦根市規則第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市消防職員懲戒取扱い規則

第4条第3項中「総務部長」を「人事部長」に改める。

(彦根市公園条例施行規則の一部改正)

第5条　彦根市公園条例施行規則(昭和54年彦根市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「歴史まちづくり部都市計画課」を「都市政策部都市計画課」に改める。

(彦根市準用河川管理規則の一部改正)

第6条　彦根市準用河川管理規則(昭和57年彦根市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「都市建設部建設管理課」を「建設部建設管理課」に改める。

(彦根市旅館等建築審査会規則の一部改正)

第7条　彦根市旅館等建築審査会規則(昭和61年彦根市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「都市建設部建築指導課」を「都市政策部建築指導課」に改める。

(彦根市建築審査会の運営に関する規則の一部改正)

第8条　彦根市建築審査会の運営に関する規則(平成5年彦根市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「都市建設部建築指導課」を「都市政策部建築指導課」に改める。

(彦根市景観条例施行規則の一部改正)

第9条　彦根市景観条例施行規則(平成9年彦根市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第32条第7項中「歴史まちづくり部景観まちなみ課」を「都市政策部建築指導課景観まちなみ室」に改める。

(彦根市一般職職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第10条　彦根市一般職職員分限懲戒審査委員会規則(平成10年彦根市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務部長、総務部次長」を「人事部長、コンプライアンス推進監、人事部次長」に改める。

第7条中「総務部人事課」を「人事部人事課」に改める。

(彦根市開発登録簿閲覧等に関する規則の一部改正)

第11条　彦根市開発登録簿閲覧等に関する規則(平成12年彦根市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「歴史まちづくり部都市計画課」を「都市政策部都市計画課」に改める。

(彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正)

第12条　彦根市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(平成23年彦根市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第20条中「歴史まちづくり部文化財課」を「観光文化戦略部文化財課」に改める。

(彦根市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第13条　彦根市屋外広告物条例施行規則(平成27年彦根市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「歴史まちづくり部景観まちなみ課」を「都市政策部建築指導課景観まちなみ室」に改める。

(特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する規則の一部改正)

第14条　特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する規則(平成31年彦根市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「歴史まちづくり部文化財課職員」を「観光文化戦略部文化財課職員」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

(彦根市文化功績者表彰規則の一部改正)

第15条　彦根市文化功績者表彰規則(令和3年彦根市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「文化スポーツ部文化振興課」を「観光文化戦略部文化振興課」に改める。

(彦根市交通安全対策会議組織運営規則の一部改正)

第16条　彦根市交通安全対策会議組織運営規則(令和4年彦根市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「都市建設部」を「都市政策部」に改める。

付　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　和　田　裕　行

彦根市規則第22号

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと彦根応援寄附条例施行規則(平成20年彦根市規則第48号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別　記

様式第1号(第3条関係)

年　　月　　日

彦根市長　　様

(寄附者)住所　〒　　－

氏名(団体名)(フリガナ)＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先(電話)＿＿＿＿＿＿＿＿

(E-mail)＿＿＿＿＿＿＿＿

ふるさと彦根応援　寄附申込書

次のとおり彦根市に寄附をするとともに、裏面「個人情報の取扱いについて」に同意します。

1　寄附金額　　円

2　寄附金の事業指定内訳

(1)　ふるさとの誇り保存整備事業　～文化財の保存整備・活用～	円
(2)　ふるさとの学び舎整備事業　～教育施設の整備～	円
(3)　ふるさと彦根への思いやり福祉事業　～福祉事業の推進～	円
(4)　ふるさと彦根国際交流事業　～国際交流事業の推進～	円
(5)　みんなのひこにゃん応援事業 ～ひこにゃんが元気いっぱいに活動できる環境の整備～	円
(6)　ふるさと彦根まちづくり事業 ～個性豊かな地域づくり事業の推進～	円
(7)　市長が必要と認める事業　～指定なし～	円

裏面もご記入ください　→

3　寄附方法　（いずれかにチェック）

□　納付書による納付　→（　□　市指定金融機関　　□　ゆうちょ銀行　）
□　電子決済による支払
□　市指定口座への振り込み
□　現金書留
□　持参　→（　□　市役所　　□　博物館　　□　彦根城管理事務所　　□　その他　）

4　寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）の利用　（いずれかにチェック）

□　希望する　　□　希望しない

※　希望された場合は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を送付させていただきます。

5　ふるさと彦根やひこにゃんへの応援メッセージ、彦根市での思い出・体験談などがあれば是非お聞かせください。

（　　）

個人情報の取扱いについて

申込み時に記入いただいた個人情報は、ふるさと彦根応援寄附に関する事業のみに使用します。

また、「2　寄附金の事業指定内訳」において、(5)みんなのひこにゃん応援事業に 5,000 円以上の寄附をいただいた個人の方は、ひこにゃんファンクラブの入会手続に必要となるため、住所・氏名・連絡先をひこにゃんファンクラブ事務局（ひこにゃんブランド推進室）へ提供します。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年４月１日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第 23 号

彦根市事務分掌規則の一部を改正する規則

彦根市事務分掌規則（平成９年彦根市規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表文化スポーツ部の項を次のように改める。

スポーツ部

スポーツ振興課

国スポ・障スポ総務課　総務企画係　広報係　市民運動係

国スポ・障スポ競技課　競技第１係　競技第２係　宿泊・輸送係

第２条第１項の表総務部人事課の項および総務部働き方・業務改革推進課の項を削り、同表総務部契約監理室の項の次に次のように加える。

人事部

人事課　人事研修係　給与厚生係
働き方・業務改革推進課
第2条第1項の表子ども未来部幼児課の項の次に次のように加える。
観光文化戦略部
観光交流課　観光交流係
エンタテインメント課
文化財課　管理係　文化財係　史跡整備係
文化振興課
第2条第1項の表産業部地域経済振興課の項中「雇用労政係」を「雇用創出係」に、「商工振興係」を「商業振興係」に改め、同表産業部観光交流課の項、同表都市建設部の項および同表歴史まちづくり部の項を削り、同表産業部地域経済振興課の項の次に次のように加える。
建設部
建設管理課　土木管理係　地籍調査係
道路河川課　道路係　河川係　維持係
市街地整備課　市街地整備係
建築課　建築係
都市政策部
都市計画課　都市計画係　開発調整係　公園緑地係
建築指導課　審査指導係
交通政策課
住宅課　住宅政策係　住宅管理係
第2条第2項の表企画課の部の前に次のように加える。

秘書課	営業戦略室

第2条第2項の表観光交流課の部中「観光交流課」を「エンタテインメント課」に改め、同部の次に次のように加える。

文化財課	歴史民俗資料室
	彦根城世界遺産登録推進室

第2条第2項の表市街地整備課の部中「市街地整備課」を「都市計画課」に改め、同表文化財課の部を次のように改める。

建築指導課	景観まちなみ室

第5条第1項の表市長直轄組織危機管理課の項第11号中「新型インフルエンザ対策」を「新型インフルエンザ対策等」に改め、同表企画振興部まちづくり推進課の項中第12号を削り、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同表文化スポーツ部の項を次のように改める。
スポーツ部
スポーツ振興課
(1)　生涯スポーツの推進を図るための各種事業の実施、指導、啓発等に関すること。
(2)　社会体育施設(彦根市スポーツ・文化交流センターを除く。)の整備および管理運営に関すること。
(3)　学校体育施設の開放に関すること。
(4)　スポーツ推進委員に関すること。
(5)　スポーツ関係団体の育成指導および連絡調整に関すること。
(6)　部内の事務事業の調整その他部内の他課に属しないこと。
(7)　課内の庶務に関すること。
国スポ・障スポ総務課
総務企画係
(1)　第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「国スポ等」という。)に係る総務企画に関すること。
(2)　国スポ等に係る彦根市実行委員会に関すること。
(3)　国スポ等に係る庁内推進会議および実施本部に関すること。

(4)　滋賀県の主会場整備に係る連絡調整および用地事務に関すること。
(5)　国スポ等に係る事務のうち、国スポ・障スポ競技課に属しないこと。
(6)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
広報係
(1)　国スポ等に係る広報に関すること。
市民運動係
(1)　国スポ等に係る市民運動に関すること。
(2)　国スポ等に係る歓迎および接伴に関すること。
国スポ・障スポ競技課
競技第1係
(1)　ハンドボール、弓道およびボウリングの競技会に関すること。
(2)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
競技第2係
(1)　陸上競技およびなぎなたの競技会に関すること。
宿泊・輸送係
(1)　国スポ等に係る宿泊衛生および輸送交通に関すること。
第5条第1項の表総務部人事課の項および総務部働き方・業務改革推進課の項を削り、同表総務部契約監理室の項中第3号を削り、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。
人事部
人事課
人事研修係
(1)　職員の任免、分限および懲戒に関すること。
(2)　職員の定数に関すること。
(3)　職員の服務および勤務条件に関すること。
(4)　職員の表彰に関すること。
(5)　行政組織に関すること。
(6)　職員団体に関すること。
(7)　他の任命権者との連絡調整に関すること。
(8)　職員の研修および教養に関すること。
(9)　安全運転管理委員会に関すること。
(10)　職員の人材育成および人事評価に関すること。
(11)　部内の事務事業の調整その他部内の他課に属しないこと。
(12)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
給与厚生係
(1)　職員の給与に関すること。
(2)　特別職報酬等審議会に関すること。
(3)　職員の福利厚生に関すること。
(4)　特定事業主行動計画に関すること。
(5)　職員の保健衛生および安全管理に関すること。
(6)　公務災害および通勤災害の認定ならびに補償に関すること。
(7)　職員の市町村職員共済組合に関すること。
(8)　職員互助会に関すること。
(9)　勤労者財産形成貯蓄に関すること。
(10)　会計年度任用職員等の健康保険および厚生年金に関すること。
働き方・業務改革推進課
(1)　働き方・業務改革の推進に関すること。
(2)　行政改革の推進および進行管理に関すること。
(3)　公共施設等総合計画に関すること。
(4)　課内の庶務に関すること。

第5条第1項の表子ども未来部幼児課幼児総務係の項中第3号を削り、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表子ども未来部幼児課の項の次に次のように加える。

観光文化戦略部

観光交流課

観光交流係

(1)　観光振興施策の企画および調整に関すること。

(2)　観光宣伝および交流に関すること。

(3)　観光事業・行事に関すること。

(4)　観光誘客に関すること。

(5)　観光振興組織に関すること。

(6)　国際観光の振興に関すること。

(7)　観光施設に関すること。

(8)　部内の事務事業の調整その他部内の他課に属しないこと。

(9)　課内の庶務に関すること。

エンタテインメント課

(1)　エンタテインメント分野における彦根ブランド確立の総合的な調整および推進に関すること。

(2)　課内の庶務に関すること。

文化財課

管理係

(1)　文化財保護審議会に関すること。

(2)　文化財に係る施策の企画および調整に関すること。

(3)　文化財に係る情報提供および啓発に関すること。

(4)　文化財課が所管する土地および施設の管理に関すること。

(5)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

文化財係

(1)　指定文化財の保護に関すること。

(2)　未指定文化財の指定に向けた調査および研究に関すること。

(3)　埋蔵文化財に関すること。

(4)　文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく現状変更に関すること。

(5)　その他文化財に関すること。

史跡整備係

(1)　特別史跡および名勝等の保存整備に関すること。

(2)　特別史跡および名勝等の公有地化に関すること。

(3)　彦根城の管理運営に関すること。

(4)　伝統的建造物群保存地区に関すること。

(5)　文化財課が所管する施設の保存および修繕に関すること。

(6)　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)に関すること。

文化振興課

(1)　文化芸術の振興に関すること。

(2)　文化活動の促進に関すること。

(3)　文化芸術関係団体の育成指導に関すること。

(4)　ひこね市文化プラザおよびみずほ文化センターに関すること。

(5)　高宮地域文化センターとの連絡調整に関すること。

(6)　課内の庶務に関すること。

第5条第1項の表産業部地域経済振興課の項を次のように改める。

地域経済振興課

雇用創出係

(1)　勤労者の福祉に関すること。

(2)　彦根地域勤労者互助会の指導および助言に関すること。
(3)　一般財団法人彦根勤労福祉会館および関係機関との連絡調整に関すること。
(4)　雇用対策に関すること。
(5)　工業の振興に関すること。
(6)　工業関係団体に関すること。
(7)　企業誘致等に関すること。
(8)　創業支援に関すること。
(9)　テレワークオフィスに関すること。
(10)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
商業振興係
(1)　商業の振興に関すること。
(2)　商業関係団体に関すること。
(3)　彦根総合地方卸売市場株式会社に関すること。
(4)　物産の振興に関すること。
(5)　ふるさと彦根応援寄附に関すること。
(6)　計量器に関すること。
(7)　中小企業関係団体指導育成に関すること。
(8)　中小企業金融の促進およびあっせんに関すること。
(9)　商店街組合に関すること。
(10)　その他中小企業に関すること。
(11)　夢京橋あかり館に関すること。
(12)　株式会社四番町スクエアに関すること。
第5条第1項の表産業部観光交流課の項、都市建設部の項および歴史まちづくり部の項を削り、同表産業部地域経済振興課の項の次に次のように加える。
建設部
建設管理課
土木管理係
(1)　道路法(昭和27年法律第180号)および河川法(昭和39年法律第167号)に基づく管理および許可に関すること。
(2)　道路台帳、道路の付属物台帳、河川台帳および橋りょう台帳の整備および保管に関すること。
(3)　道路保険および訴訟(土地の境界、所有権等に関するものを除く。)に関すること。
(4)　宅地開発等に伴う道路、河川および水路の帰属に関すること。
(5)　法定外公共物の管理および許可に関すること。
(6)　専用公印の管守に関すること。
(7)　部内の事務事業の調整その他部内の他課に属しないこと。
(8)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
地籍調査係
(1)　地籍調査に関すること。
(2)　道路および河川の境界査定に関すること。
(3)　土地の境界、所有権等の訴訟に関すること。
道路河川課
道路係
(1)　道路および橋りょうの新設および改良に関すること。
(2)　都市計画道路事業の実施に関すること。
(3)　宅地開発等に伴う道路の指導に関すること。
(4)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
河川係
(1)　河川および水路の新設および改良に関すること。
(2)　土砂災害防止に関すること。

(3)　宅地開発等に伴う河川および水路の指導に関すること。
(4)　港湾に関すること。
維持係
(1)　道路、橋りょう、河川および水路の維持補修に関すること。
(2)　市道の除雪に関すること。
(3)　公共空地の管理および整備に関すること。
(4)　公共土木施設の災害復旧に関すること。
(5)　交通安全施設の整備に関すること。
(6)　土木用資材および機器具の保管、出納および検収に関すること。
(7)　水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防倉庫および器材の維持および管理に関すること。
(8)　道路パトロールに関すること。
市街地整備課
市街地整備係
(1)　彦根駅東土地区画整理事業に関すること。
(2)　都市計画道路古沢安清線の整備に関すること
(3)　駅および駅周辺地区の整備に関すること。
(4)　課内の庶務に関すること。
建築課
建築係
(1)　市有建築物の新築、営繕および改築工事の執行に関すること。
(2)　市有建築物の維持および保全に関すること。
(3)　建築の設計および監督の受託の執行に関すること。
(4)　建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項および第4項の規定による定期点検に関すること。
(5)　課内の庶務に関すること。
都市政策部
都市計画課
都市計画係
(1)　都市計画に係る調査、計画および計画決定に関すること。
(2)　都市計画の土地利用に関すること。
(3)　都市再生に係る公共施設整備の総合調整に関すること。
(4)　都市計画審議会に関すること。
(5)　個人、土地区画整理組合または区画整理会社が施行する土地区画整理事業に関すること。
(6)　社会資本整備総合交付金等による事業の調整に関すること。
(7)　マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)に基づくマンションの建替組合設立等の認可に関すること。
(8)　低未利用土地等に関すること。
(9)　所有者不明土地に関すること。
(10)　その他都市計画に関すること。
(11)　部内の事務事業の調整その他部内の他課に属しないこと。
(12)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。
開発調整係
(1)　都市計画施設および土地区画整理事業の区域内における建築に係る許可等に関すること。
(2)　都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可等に関すること。
(3)　宅地開発、中高層建築物および指定工作物の指導に関すること。
(4)　租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく優良宅地の認定に関すること。
(5)　滋賀県土地利用に関する指導要綱(昭和48年滋賀県告示第407号)に関すること。

(6)　国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に規定する指導および経由事務に関すること。
(7)　公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の指導に関すること。
(8)　地方拠点都市地域の整備および産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号)に基づく拠点整備促進区域内における建築行為等の許可に関すること。
(9)　住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に基づく改良地区内における建築行為等の許可に関すること。
(10)　流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)に基づく流通業務地区における施設建設等の許可に関すること。
(11)　都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可に関すること。
(12)　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく土地区画整理促進地域内における建築行為等の許可に関すること。
(13)　被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)に基づく被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可に関すること。
(14)　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可に関すること。

公園緑地係

(1)　公園および緑地に係る調査、計画ならびに事業に関すること。
(2)　宅地等開発に伴う公園および緑地の指導に関すること。
(3)　公園(特別史跡に係る部分を除く。)、緑地、道路緑地および街路樹等の維持管理に関すること。
(4)　公園および緑地の台帳整理に関すること。
(5)　緑化推進に関すること。
(6)　都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地保全計画の策定に関すること。
(7)　庄堺公園管理事務所との連絡調整に関すること。

建築指導課

審査指導係

(1)　建築基準法の施行に関すること。
(2)　建築審査会および公開による意見の聴取に関すること。
(3)　租税特別措置法に基づく優良住宅等認定事務に関すること。
(4)　建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の施行に関すること。
(5)　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の施行に関すること。
(6)　だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に基づく届出書の受理、審査、指導・助言および通知書の交付に関すること。
(7)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に基づく認定事務に関すること。
(8)　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定事務に関すること。
(9)　狭あい道路整備事業の実施に関すること。
(10)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく届出書の受理、助言、勧告、命令等に関すること。
(11)　特定旅館の指導に関すること。
(12)　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関すること。
(13)　公印の管守に関すること。
(14)　課内の庶務に関すること。

交通政策課

(1)　地域公共交通の活性化および再生に関すること。
(2)　鉄道関連施設の管理に関すること。

(3)　交通安全思想の普及徹底に関すること。
(4)　交通安全対策会議に関すること。
(5)　放置自転車対策に関すること。
(6)　放置車両の対策に関すること。
(7)　市営駐車場(観光駐車場を除く。)の設置および管理に関すること。
(8)　市営自転車駐車場の設置および管理に関すること。
(9)　駐車場法(昭和32年法律第106号)に関すること。
(10)　高宮駅コミュニティセンターに関すること。
(11)　湖東圏域公共交通活性化協議会に関すること。
(12)　近江鉄道線の利用促進および一般社団法人近江鉄道線管理機構に関すること。
(13)　課内の庶務に関すること。

住宅課

住宅政策係

(1)　市の住宅施策に関すること。
(2)　空き家等の対策に関すること。
(3)　課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

住宅管理係

(1)　市営住宅の維持管理および入居に関すること。
(2)　市営住宅使用料の徴収に関すること。
(3)　改良住宅の維持管理および入居に関すること。
(4)　改良住宅使用料の徴収に関すること。
(5)　住宅新築資金等貸付事業に関すること。
(6)　旧同和対策事業に伴う分譲地ならびに分譲に係る事業残地の管理および処分に関すること。

第5条第2項の表女性活躍推進室の項の前に次のように加える。

営業戦略室	(1)　営業戦略に係る総合調整および渉外活動に関すること。 (2)　室内の庶務に関すること。

第5条第2項の表新市民体育センター整備推進室の項中「新市民体育センターの」を「彦根市スポーツ・文化交流センターの」に改め、同表ひこにゃんブランド推進室の項中「ひこにゃんおよびいいのすけ」を「ひこにゃん、いいのすけ等」に改め、同項の次に次のように加える。

歴史民俗資料室	(1)　歴史資料および民俗文化財の収集、調査および研究に関すること。 (2)　開国記念館で行う展示等に関すること。
彦根城世界遺産登録推進室	(1)　彦根城の世界遺産登録に係る庁内の連絡調整に関すること。 (2)　彦根城の世界遺産登録に向けた構成資産の価値の証明に関すること。 (3)　彦根城の世界遺産登録に向けた構成資産の保存等に係る計画の調整に関すること。 (4)　彦根城の世界遺産登録の啓発に関すること。 (5)　その他彦根城の世界遺産登録の推進に関すること。

第5条第2項の表歴史民俗資料室の項および彦根城世界遺産登録推進室の項を削り、同表に次のように加える。

景観まちなみ室	(1)　景観法(平成16年法律第110号)に関すること。 (2)　風致地区内における建築等の規制に関すること。 (3)　屋外広告物法(昭和24年法律第189号)に関すること。 (4)　歴史的まちなみの保全および景観まちづくりに関すること。 (5)　室内の庶務に関すること。

付　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第24号

彦根市契約規則の一部を改正する規則

彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システム(市の公有財産および物品の売払いに関する入札の事務をインターネットを利用して処理するシステムをいう。以下同じ。)による一般競争入札(以下「インターネット売却入札」という。)における入札保証金の額は、当該一般競争入札に係る予定価格の100分の10以上の額とする。

第6条の2第2項に次の1号を加える。

(5)　公有財産売却システムを管理する事業者の保証

第6条の2第5項中「金融機関」の次に「または公有財産売却システムを管理する事業者」を加える。

第9条第1項中「封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければ」を「作成し、封書にしなければ」に改め、同条第4項中「第1項の」を「予定価格を記載した書面を作成する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項の規定により」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2　前項の規定による予定価格を記載した書面の封書は、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。ただし、インターネット売却入札の場合は、この限りでない。

第10条の2第2項および第10条の3第2項中「前項に規定する」を削る。

第10条の3の次に次の1条を加える。

(インターネット売却入札)

第10条の4　第10条第1項の規定にかかわらず、市長は、入札者にインターネット売却入札を行わせることができる。

2　インターネット売却入札に参加しようとする者は、入札書の提出に代えて、公有財産売却システムに必要事項を登録しなければならない。

3　前項に規定するもののほか、インターネット売却入札の手続その他必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

第14条第2項ただし書中「電子入札」の次に「およびインターネット売却入札」を加える。

第20条の2第1項中「第9条第2項および第3項」を「第9条第3項および第4項」に改める。

第23条中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第26条第1項第1号中「100,000円」を「300,000円」に改める。

第29条第1項中「契約金額」の次に「(インターネット売却入札にあっては、予定価格)」を加える。

第29条の2中「同条第5項中「金融機関」の次に「または公有財産売却システムを管理する事業者」を、「とあるのは「金融機関」の次に「、公有財産売却システムを管理する事業者」を加える。

別記様式第3号中「印」を削り、「保証金　　円」を「保証金　　円以上」に改める。

別記様式第5号中「印」を削る。

別記様式第7号(その1)および同様式(その3)中「別冊の仕様書、設計書及び図面」を「彦根市からの指示または仕様書」に改める。

付　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　和　田　裕　行

彦根市規則第25号

彦根市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市企業立地促進条例施行規則(平成29年彦根市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「彦根市企業立地促進条例第5条の規定に基づく指定を受けたいので、彦根市企業立地促進条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。」を「彦根市企業立地促進条例第5条の規定に基づく指定(以下「指定」という。)を受けたいので、彦根市企業立地促進条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、指定、助成金の交付決定等に当たり必要となる申請者の市税の課税状況および納税状況について、彦根市長が閲覧することに同意します。」に改め、「納税証明書」の次に「(市税の課税状況および納税状況が本市で確認できる場合は必要ありません。)」を加える。

付　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　和　田　裕　行

彦根市規則第26号

彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(令和2年彦根市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第4条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2)　森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項または第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可

第4条に次の2号を加える。

(12)　滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)第16条第3項の許可

(13)　滋賀県自然環境保全条例(昭和48年滋賀県条例第42号)第14条第4項の許可

第5条中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6)　滋賀県自然環境保全条例第16条第1項もしくは第20条第1項の届出をし、または同条例第23条第1項の自然環境保全協定を締結して行う土地の埋立等(第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。)

(7)　太陽光発電設備を建設する場合において、市長が別に定めるところにより市長と事前の協議を終了して行う土地の埋立等(第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に限る。)

(8)　土地の管理を目的として行う措置で、隣地への土砂等の流出等のおそれがないと認められる土地の埋立等(第11条に規定する形状および構造上の基準を満たす土地の埋立て等に

限る。)

付則第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

付　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第27号

彦根市財務規則の一部を改正する規則

彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号および第6号を削り、第7号を第5号とする。

第7条第1項中「市長の査定」の次に「(以下「査定」という。)」を加える。

第8条中「市長の査定」を「査定」に改める。

第11条および第12条を次のように改める。

(予算の執行計画)

第11条　主管課長は、その所掌に係る予算について、原則として第8条の規定による査定の結果に基づき予算の執行計画を策定しなければならない。この場合において、当該査定の結果と異なる予算の執行計画の策定が必要となったときは、当該予算の執行計画の内容について、総務部長と協議をしなければならない。

2　総務部長は、前項の規定による協議を受けたときは、その内容を審査し、必要な措置を講ずるものとする。

(資金計画)

第12条　主管課長は、その所掌に係る予算について、前条第1項の規定による予算の執行計画に基づく年間の資金計画を作成し、総務部長および会計管理者に提出しなければならない。

第14条第3項第4号中「負担金、補助および交付金」を「負担金、補助及び交付金」に改め、同項第7号中「投資および出資金」を「投資及び出資金」に改める。

第28条第3項第1号中「使用料および手数料」を「使用料及び手数料」に改める。

第45条第1項ただし書中「日額支給」を「彦根市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和31年彦根市条例第27号)の規定に基づき支給する報酬のうち日額支給のもの」に、「恩給および退職年金」を「恩給及び退職年金、旅費(彦根市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当および費用弁償に関する条例(令和元年彦根市条例第5号)第15条第1項に規定する通勤に係る費用弁償に限る。)」に改める。

第78条中「歳入歳出予算執行調書(別記様式第53号)を作成し、指定された期日までに総務部長に提出しなければ」を「出納整理期間中に調査し、会計処理に遺漏がないことを確認しなければ」に改める。

第129条第3項を削り、同条第4項ただし書中「100,000円以下の物品」を「300,000円以下の物品(彦根市契約規則第26条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略したものに限る。)」に改め、同項を同条第3項とする。

第135条第1項後段を削る。

別表第1支出負担行為整理区分(その1)の表中「恩給および退職年金」を「恩給及び退職年金」に、「使用料および賃借料」を「使用料及び賃借料」に、「負担金、補助および交付金」を「負担金、補助及び交付金」に、「補償、補填および賠償金」を「補償、補塡及び賠償金」に、「償還金利子および割引料」を「償還金利子及び割引料」に、「投資および出資額」を「投資及び出資金」に改める。

別表第1支出負担行為整理区分(その2)の表を次のように改める。

節の区分	請求があったときをもって支出負担行為の整理ができる経費
7 報償費	1件300,000円未満の物品

10 需用費	1　1件300,000円未満の消耗品費 2　官報、新聞、雑誌等の定期刊行物および法規類の追録代の経費 3　物品の修繕または工事を伴わない施設の修繕に要する経費で、1件300,000円未満のもの 4　道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める定期点検および継続検査(車検)を受けるための修理に要する経費 5　食糧費 6　賄材料費 7　光熱水費 8　燃料費、印刷製本費、飼料費および医薬材料費で1件300,000円未満のもの
11 役務費	1　役務の提供を受けた場合に支払う経費で1件300,000円未満のもの 2　保険料 3　医療扶助に伴う手数料 4　電話、電報および後納郵便に要する経費
13 使用料及び賃借料	1　契約を締結しないもので、1件300,000円未満のもの 2　ハイヤーおよびタクシー借上げに要する経費 3　会場借上げに要する経費 4　テレビ視聴料 5　有料道路および駐車場使用料
15 原材料費	1件300,000円未満のもの
17 備品購入費	1件300,000円未満のもの

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号および別記様式第2号　削除

別記様式第53号を次のように改める。

別記様式第53号　削除

別記様式第68号を次のように改める。

別記様式第68号　削除

付　則

(施行期日)

1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の彦根市財務規則の規定は、令和5年度以後の年度の予算に係る事務の処理について適用し、令和4年度以前の年度の予算に係る事務の処理については、なお従前の例による。

彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第28号

彦根市公用車管理規則の一部を改正する規則

彦根市公用車管理規則(平成3年彦根市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「総務部長」を「副市長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、総括管理者に事故があるとき、または総括管理者が欠けたときは、総務部長が総括管理者の職務を代理するものとする。

第20条中「、副安全運転管理者、安全運転管理者、公有財産管理課長、人事課長および財政課長を経て」を削る。

第22条第2項中「総務部長」を「人事部長」に改める。

別記様式第８号を次のように改める。

様式第８号(第12条関係)

酒気帯び確認記録簿

部局名　　所属名

運転日	運転者名 車両番号	運転前(出勤時)							運転後(退勤時)						
		確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名	確認時間	確認方法	検知器使用の有無	酒気帯びの有無	指示事項	その他	確認者名
		時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ：	対面 電話 その他 （　　）	有・無	有・無				時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ： 時　分 ：	対面 電話 その他 （　　）	有・無	有・無			

別記様式第９号中「(総括管理者)総務部長」」を「総括管理者」に改める。

付　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

彦根市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第29号

彦根市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

彦根市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成19年彦根市規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「171,650円」を「172,550円」に、「75,290円」を「77,890円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「85,780円」を「86,280円」に、「37,600円」を「38,900円」改める。

付　則

1　この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2　この規則による改正後の彦根市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

彦根市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

彦根市長　　和　田　裕　行

彦根市規則第30号

彦根市市税規則の一部を改正する規則

彦根市市税規則(平成6年彦根市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第10条の表(13)の項の次に次のように加える。

(13)の2　大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税減額申告書	条例付則第7条の3第11項	別記様式第73号の7

第10条の表(14)の項中「付則第7条の3第11項」を「付則第7条の3第12項」に、「別記様式第73号の7」を「別記様式第73号の8」に改め、同表(15)の項中「別記様式第73号の8」を「別記様式第73号の9」に改める。

別記様式第3号の2および別記様式第3号の3を次のように改める。

様式第３号の２(第３条関係)

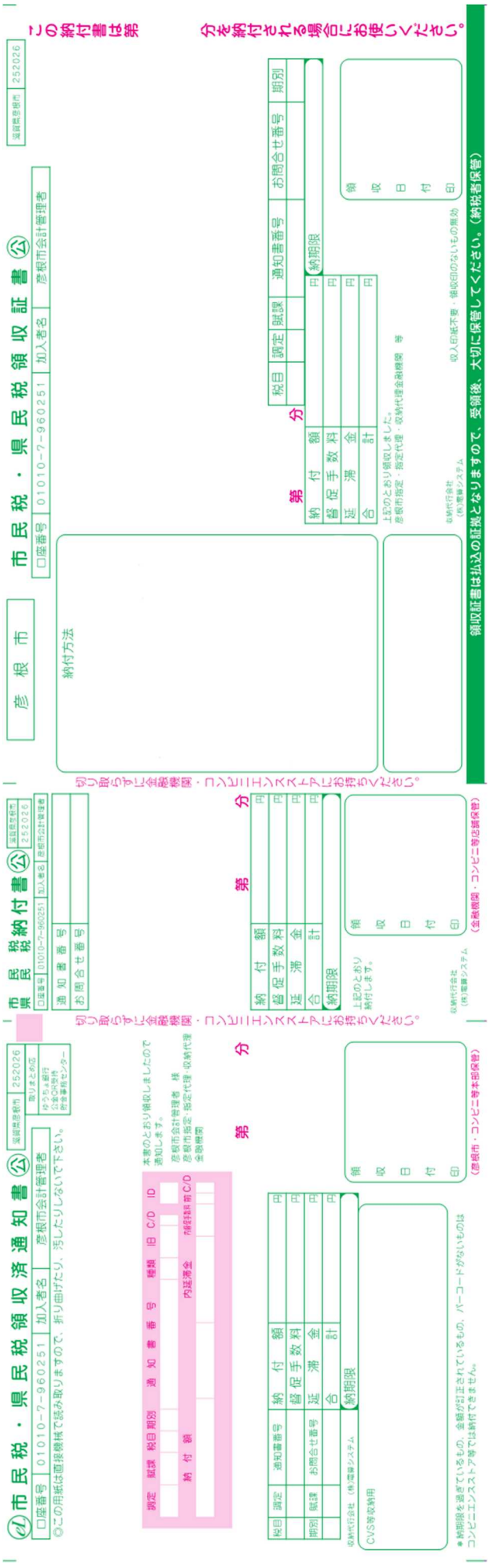

様式第3号の3(第3条関係)

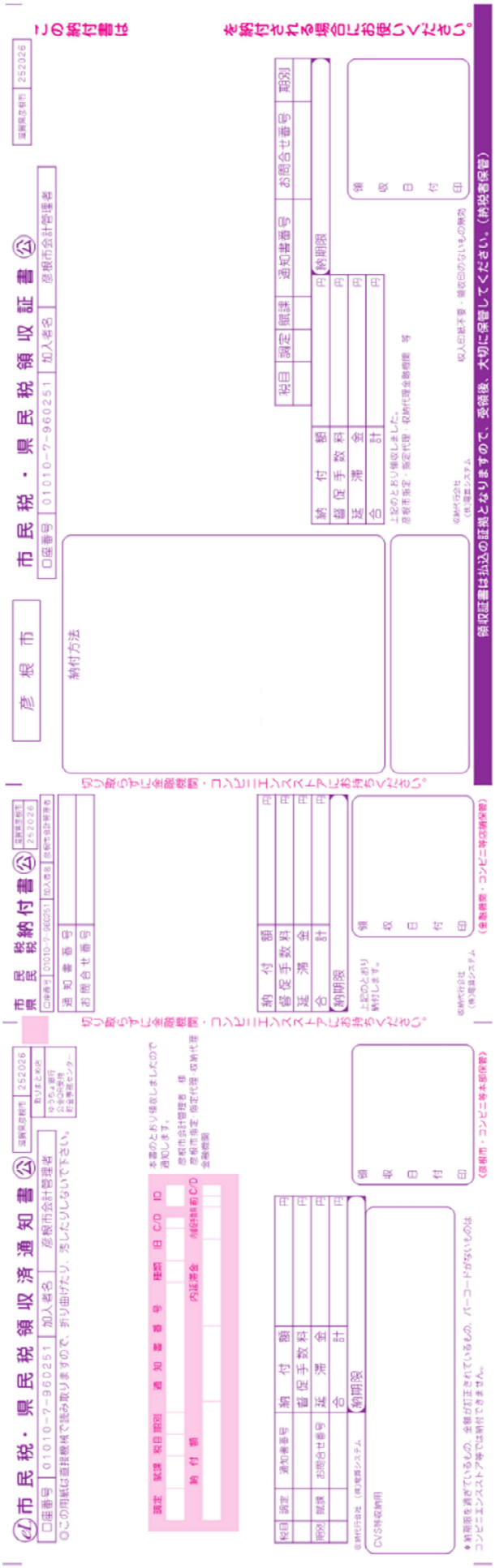

別記様式第3号の7から別記様式第3号の9までを次のように改める。

様式第３号の７(第３条関係)

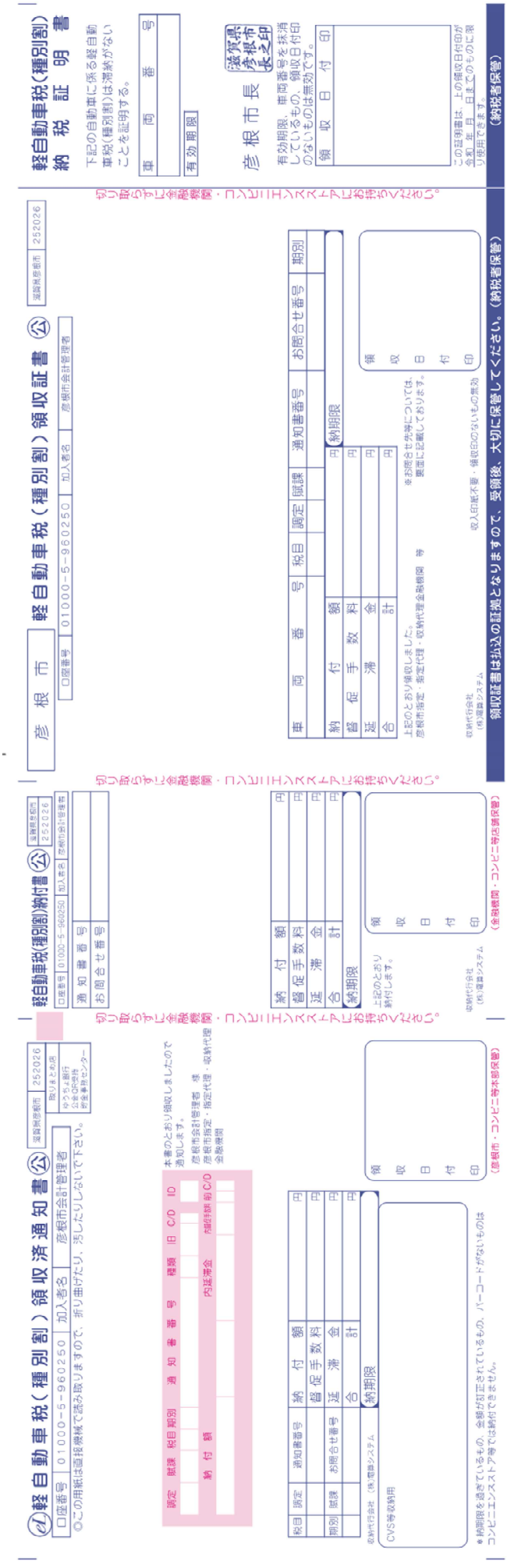

様式第3号の8(第3条関係)

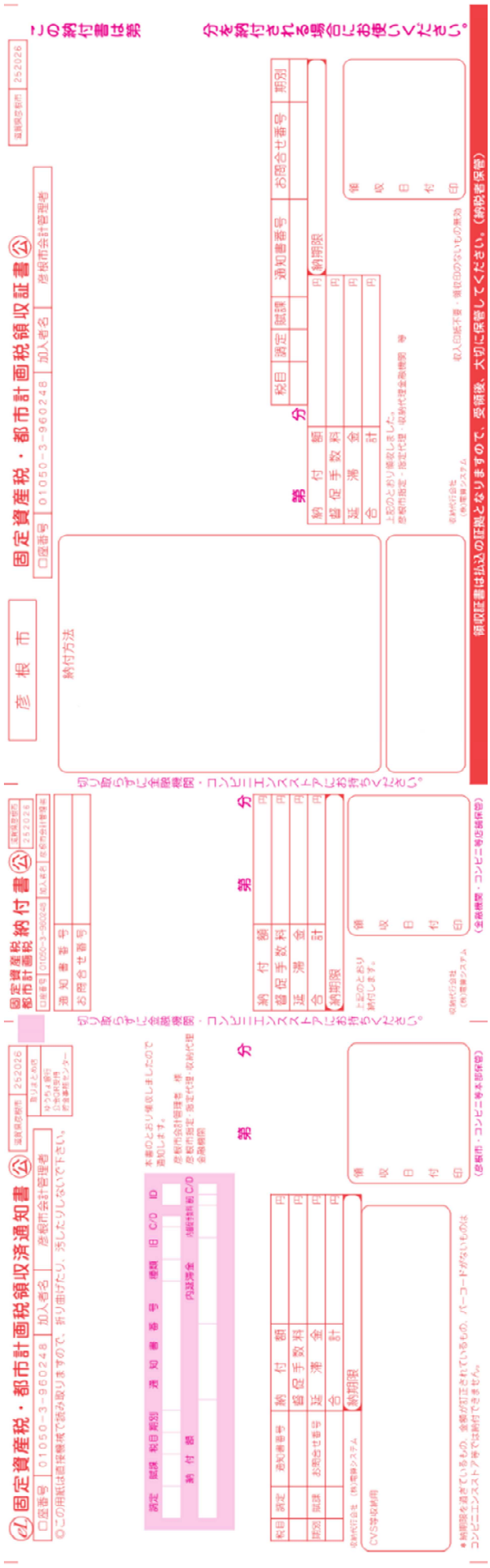

様式第３号の９(第３条関係)

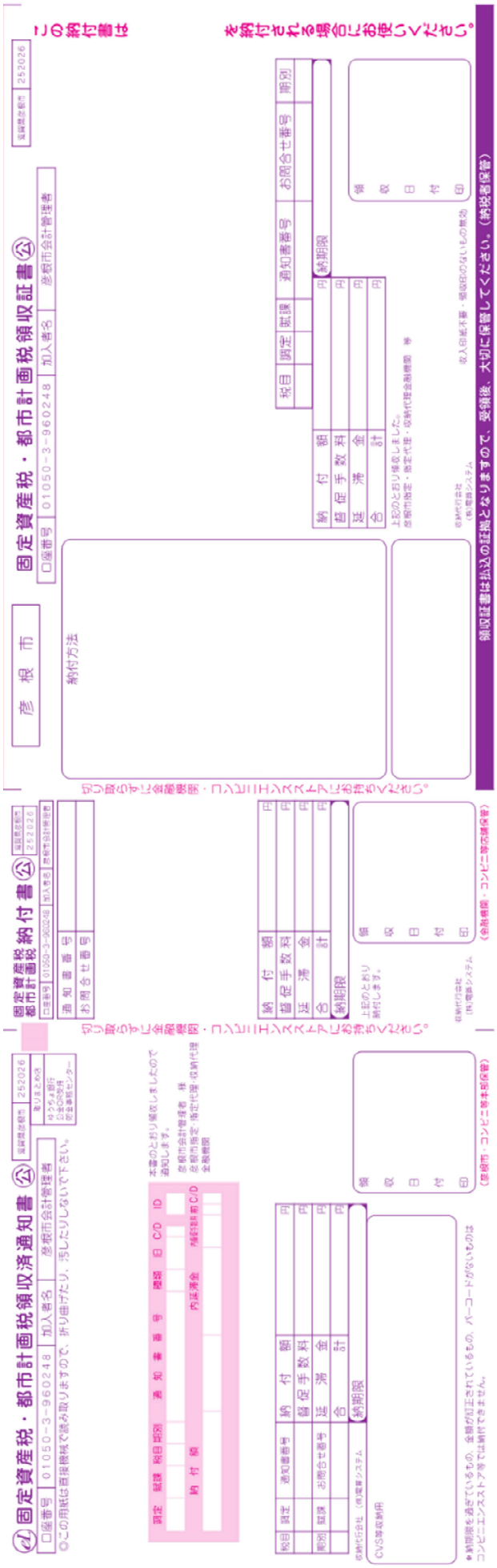

別記様式第42号を次のように改める。

様式第42号(第５条関係)

522-8501
滋賀県彦根市元町４番２号

年　月　日

彦根市長
(税務課　行)

還付請求書（兼　委任状）

先に通知した過誤納金、　　を還付します。住所、氏名、電話番号を記入のうえご返送ください。なお、ご登録口座以外への口座振込をご希望の場合は、振込先口座もご記入ください。

過誤納理由					
年　度		通知番号		お問合せ番号	
科　目		備　考			

ご登録口座	金融機関			
	預金種目		口座番号	
	口座名義人			

振込先口座	ゆうちょ銀行以外の金融機関	金融機関	銀行 信用金庫 農協								支店 支所 出張所
		預金種目	普通　・　当座	口座番号 (右詰めで記入)							
		ﾌﾘｶﾞﾅ									
		口座名義人									
	ゆうちょ銀行用	金融コード	9	9	0	0	通帳記号	1			0
		通帳番号(右詰めで記入)									
		ﾌﾘｶﾞﾅ									
		口座名義人									
	公金受取口座(※1)を利用する	チェック □	(※1) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第38号）第３条第１項、第４条第１項および第５条第２項の規定による登録に係る口座である公金受取口座を言います。								
	個人番号(※2) (彦根市民の方は不要です。)										

(※2) 市外にお住まいの方で、公金受取口座を利用される場合には、マイナンバーカードのコピーを添付してください。

請求者	住　所	(　　－　　)
	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	氏　名	
	電話番号	

(請求者と名義人が異なる場合は、名義人に領収権を委任しております。)

年　月　日までにご返送ください。

口座への振込みは返送いただいてから約１ヶ月後です。

※個人は署名が必要、法人は代表者印が必要

お問合せ先
彦根市役所　税務課
〒522-8501彦根市元町４番２号

0749-22-1411　(内線229)

別記様式第62号および別記様式第63号を次のように改める。

様式第62号(第８条関係)

（　　年度）　市民税・県民税　納税通知書

滋賀彦根市 252026

あなたの市民税・県民税額を本書のとおり決定しましたので通知します。

1 市民税・県民税の合計年税額

市民税・県民税 合計年税額	円
給与からの特別徴収税額	円
公的年金からの特別徴収税額	円
普通徴収税額	円

2 徴収方法ごとの内訳

(1) 普通徴収税額　同封の納付書または口座振替にて、納期限までにお支払ください。

期別	納期限	税額(円)
普通徴収合計額		

(配当控除・譲渡所得控除がある場合は、控除後の税額を表示しています。)

振替口座

金融機関名	
口座名義人	

(個人情報保護のために口座番号の一部を「＊」で表示しています。)

振替方法	
預金種目	
口座番号	

(2) 公的年金からの特別徴収税額　公的年金の支払の際に、支払者が公的年金から徴収します。（天引きされます。）

本年度 特別徴収税額

	仮徴収月	仮徴収税額(円)
本徴収月	本徴収税額(円)	
特別徴収合計額		

翌年度 仮特別徴収税額

仮徴収月	仮徴収税額(円)

当年度分税額としては金額が確定しますので、当年度の公的年金特別徴収税額を徴収します。

支払者の名称	
公的年金の種類	
支払者の法人番号	

(3) 給与からの特別徴収税額　給与の支払の際に、支払者が給与から徴収します。（天引きされます。）

特別徴収合計額　　(円)

(市税については、給与支払に連動していますので「彦根市市税に係る市税納・県民税特別徴収税額の決定通知書」でご確認ください。)

3 所得・控除等の明細

所得の内訳(円)	
総合課税分所得	合計所得金額

所得控除の内訳(円)	
	所得控除計

扶養親族該当区分			
配偶者	老人	特定	年少扶養親族
一般	同居	一般	特定扶養親族

本人該当区分	
寡婦	ひとり親
寡夫	勤労学生

4 税額等の明細

区分	税額控除と年税額(円) 課税標準額	市民税額	県民税額

（　　年度）　市民税・県民税について

1 市民税・県民税について

（1）課税の根拠

この通知書は、地方税法第41条、第319条の2および第321条の7の5の規定に基づく通知です。

この税金は、地方税法第24条および第294条ならびに彦根市市税条例第24条および第37条の規定により、令和5年1月1日現在で課税します。

①彦根市内に住所がある人は、前年中の所得金額を基に、所得割および均等割の合計額を課税します。

②彦根市内に事務所、事業所または家屋敷を有する人で、彦根市内に住所がない人に対しては、均等割を課税します。

（2）審査請求および処分の取消しの訴え

この納税通知書の記載事項に不服がある場合には、地方税法および行政不服審査法の規定により、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に彦根市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に彦根市を被告として（彦根市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき

②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 市民税・県民税の税率について

（1）均等割の税率

合計所得が一定以上	市民税	県民税
一律	3,500円	2,300円

※県民税の均等割額2,300円の内800円は、琵琶湖森林づくり県民税分となります。

（2）総合課税所得割の税率

課税標準額	市民税	県民税
一律	6%	4%

（3）分離課税所得割の税率

区分		市民税	県民税
長期譲渡所得	一般	3%	2%
	特定	2,000万円以下 2.4%	2,000万円以下 1.6%
		2,000万円超 3% - 12万円	2,000万円超 2% - 8万円
	軽課	6,000万円以下 2.4%	6,000万円以下 1.6%
		6,000万円超 3% - 36万円	6,000万円超 2% - 24万円

区分		市民税	県民税
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%
	軽減	3%	2%
株式等の譲渡所得等	上場	3%	2%
	一般	3%	2%
上場株式等の配当所得		3%	2%
先物取引に係る雑所得等		3%	2%
山林所得		6%	4%

3 市民税・県民税の納付について

（1）納付書での納付について

①金融機関・コンビニエンスストア・市役所

納付書記載の金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所（本庁・支所・各出張所）で納めることができます。

②スマートフォンアプリ（※1、※2）

納付書に記載のある地方税統一QRコードを読み込むことにより、お支払いが可能です。

また、コンビニ用バーコードを読み込むことにより、LINE等のアプリを利用してお支払いが可能です。

③地方税お支払サイト（※2）

地方税統一QRコードを利用して「地方税お支払サイト」で納めることができます。納付書裏面からサイトへお進みください。

※1　対応しているアプリや、コンビニ用バーコード利用時の注意事項につきましては、納付書をご確認ください。

※2　領収書は発行されません。納付後も領収印のない納付書がお手元に残るので、納付後は破棄するか、保管する場合は支払い済がわかる旨を記載してください。

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（2）口座振替について

個人の市民税・県民税（普通徴収）は、銀行や郵便局等の預貯金から口座振替の方法で納めることができます。

口座振替を利用されますと、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度手続をされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。

①取扱金融機関

滋賀銀行、りそな銀行、滋賀中央信用金庫、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、近畿労働金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、東びわこ農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

②申込方法

預貯金口座のある取扱金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で「彦根市市税等預金口座振替依頼書」をご記入いただき、預貯金通帳と通帳使用印鑑をご持参の上、直接金融機関へお申し込みください。「彦根市市税等預金口座振替依頼書」は彦根市内の各金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、税務課等の窓口にあります。

③申込期限

口座振替への切り替えは、納期限の約2箇月前まで可能です。それ以前の納期の分は、口座振替になりませんので、納付書にて金融機関窓口等でお支払いください。

④振替日

各納期の最終日

（3）納期限までに納付されなかった場合の措置

納期限までに納付されない場合は、審査の申出や審査請求の有無にかかわらず次の延滞金および督促手数料を徴収します。

①延滞金

納期限の翌日から、彦根市市税条例で定める割合（最初の1箇月は上限年7.3%、1箇月経過後は上限年14.6%）で納付の日までの日数に応じて計算します。

ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

②督促状

納期限までに税金を納付されないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。

督促状を発した場合には、発した日の翌日から1通につき100円の督促手数料を徴収します。

③滞納処分

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、滞納処分を受けることになります。

滞納処分とは、滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をもって滞納税金に充当する一連の強制徴収手続のことをいいます。

（4）減免について

彦根市市税条例の規定に基づき、減免を受けようとする人は、納期限前までに減免申請書を提出しなければなりません。

4 所得控除の種類と控除額

雑損控除	（実質損失額－総所得金額等の合計額×10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※セルフメディケーション税制を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下	全額
		12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧契約	15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）

一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期	5,000円以下	全額
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

控除	金額	控除	金額
障害者控除	26万円	扶養控除　年少	0円
（特別障害者）	30万円	扶養控除　特定	45万円
（同居特別障害者）	53万円	扶養控除　一般	33万円
寡婦控除	26万円	扶養控除　老人	38万円
ひとり親控除	30万円	扶養控除　同居老親等	45万円
勤労学生控除	26万円		

基礎控除	納税者本人の所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

5 税額控除等の種類と計算方法

（1）調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の人

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の人

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
勤労学生控除		1万円

控除の種類		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

控除の種類		金額		金額
扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	特定	18万円	同居老親等	13万円

（2）税額控除（配当控除）

種類＼課税所得金額	1,000万円以下の部分 市民税	1,000万円以下の部分 県民税	1,000万円超の部分 市民税	1,000万円超の部分 県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

（3）税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得および特別特例取得を含む。）または特別特例特例取得等に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額が無かったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3／5	県民税	2／5

（4）税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額。

（対象の寄附金）

① 都道府県および市区町村に対する寄附金

② 住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 彦根市の条例指定寄附金

④ 滋賀県の条例指定寄附金

ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上　195万円以下	84.895%
195万円超　330万円以下	79.79%
330万円超　695万円以下	69.58%
695万円超　900万円以下	66.517%
900万円超　1,800万円以下	56.307%
1,800万円超　4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

（5）税額控除（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割または株式等譲渡所得割	3／5	2／5

様式第63号(第８条関係)

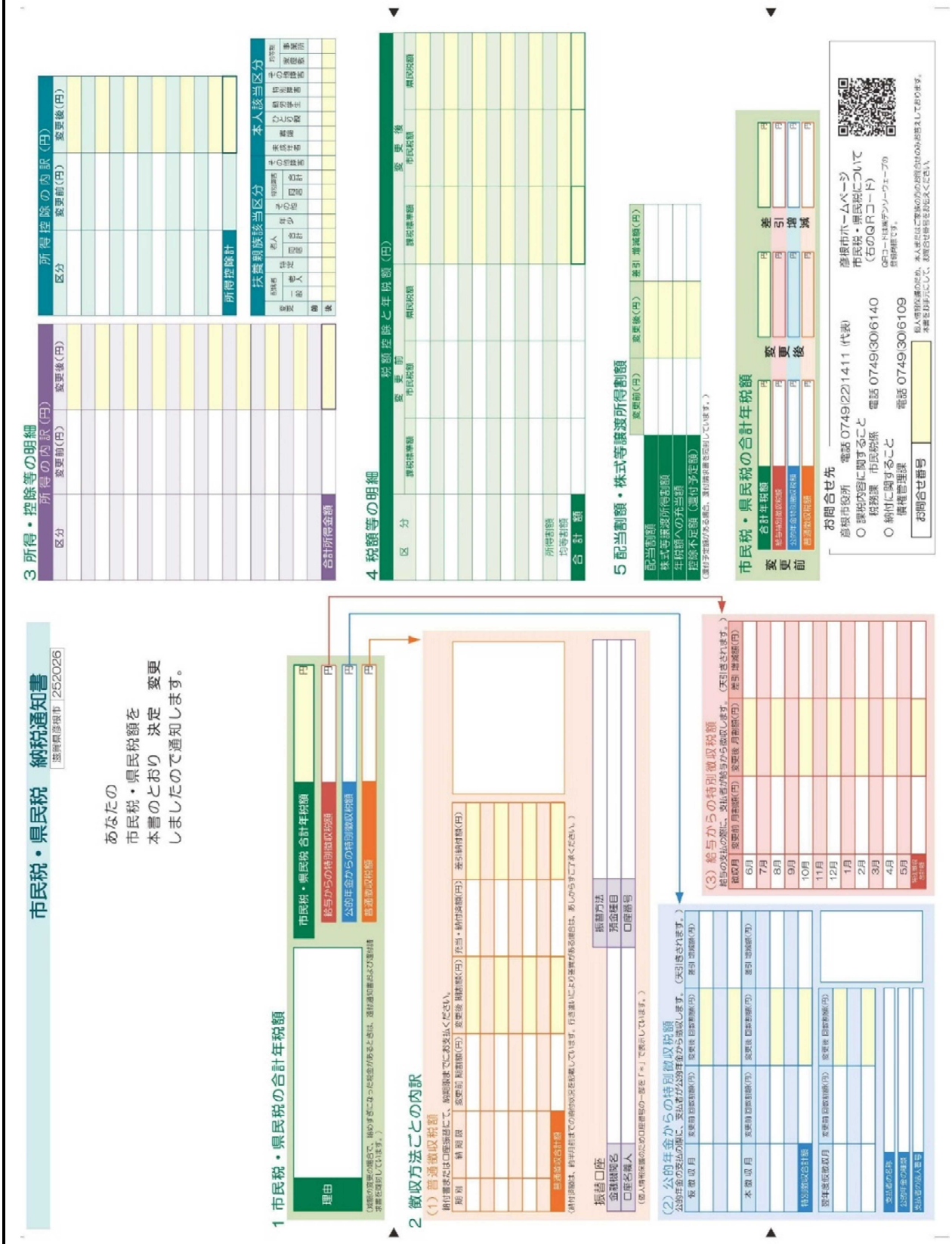

市民税・県民税について

1 市民税・県民税について

(1) 課税の根拠

この通知書は、地方税法第41条、第319条の2および第321条の7の5の規定に基づく通知です。
この税金は、地方税法第24条および第294条ならびに彦根市市税条例第24条および第37条の規定により、当該年の1月1日現在で課税します。
①彦根市内に住所がある人は、前年中の所得金額を基に、所得割および均等割の合計額を課税します。
②彦根市内に事務所、事業所または家屋敷を有する人で、彦根市内に住所がない人に対しては、均等割を課税します。

(2) 審査請求および処分の取消しの訴え

この納税通知書の記載事項に不服がある場合には、地方税法および行政不服審査法の規定により、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に彦根市長に対して審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に彦根市を被告として（彦根市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 市民税・県民税の税率について

(1) 均等割の税率

合計所得が一定以上	市民税	県民税
一律	3,500円	2,300円

※県民税の均等割額2,300円の内800円は、琵琶湖森林づくり県民税分となります。

(2) 総合課税所得割の税率

課税標準額	市民税	県民税
一律	6%	4%

(3) 分離課税所得割の税率

区分		市民税	県民税
長期譲渡所得	一般	3%	2%
	特定	2,000万円以下 2.4%	2,000万円以下 1.6%
		2,000万円超 3% - 12万円	2,000万円超 2% - 8万円
	軽課	6,000万円以下 2.4%	6,000万円以下 1.6%
		6,000万円超 3% - 36万円	6,000万円超 2% - 24万円

区分		市民税	県民税
短期譲渡所得	一般	5.4%	3.6%
	軽減	3%	2%
株式等の譲渡所得等	上場	3%	2%
	一般	3%	2%
上場株式等の配当所得		3%	2%
先物取引に係る雑所得等		3%	2%
山林所得		6%	4%

3 市民税・県民税の納付について

(1) 納付書での納付について

①金融機関・コンビニエンスストア・市役所
納付書記載の金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所（本庁・支所・各出張所）で納めることができます。
②スマートフォンアプリ（※1、※2）
納付書に記載のある地方税統一QRコードを読み込むことにより、お支払いが可能です。
また、コンビニ用バーコードを読み込むことにより、LINE等のアプリを利用してお支払いが可能です。
③地方税お支払サイト（※2）
地方税統一QRコードを利用して「地方税お支払サイト」で納めることができます。納付書裏面からサイトへお進みください。
※1　対応しているアプリや、コンビニ用バーコード利用時の注意事項につきましては、納付書をご確認ください。
※2　領収書は発行されません。納付後も領収印のない納付書がお手元に残るので、納付後は破棄するか、保管する場合は支払い済がわかる旨を記載してください。
QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 口座振替について

個人の市民税・県民税（普通徴収）は、銀行や郵便局等の預貯金から口座振替の方法で納めることができます。
口座振替を利用されますと、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度手続をされますと、翌年以降も継続して自動振替されます（ただし、期別が「通年分」・「随時」と記載されているものは、口座振替できません。）。
①取扱金融機関
滋賀銀行、りそな銀行、滋賀中央信用金庫、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、近畿労働金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、東びわこ農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）
②申込方法
預貯金口座のある取扱金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で「彦根市市税等預金口座振替依頼書」をご記入いただき、預貯金通帳と通帳使用印鑑をご持参の上、直接金融機関へお申し込みください。「彦根市市税等預金口座振替依頼書」は彦根市内の各金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、税務課等の窓口にあります。
③申込期限
口座振替への切り替えは、納期限の約2箇月前まで可能です。それ以前の納期の分は、口座振替になりませんので、納付書にて金融機関窓口等でお支払いください。
④振替日
各納期の最終日

(3) 納期限までに納付されなかった場合の措置

納期限までに納付されない場合は、審査の申出や審査請求の有無にかかわらず次の延滞金および督促手数料を徴収します。
①延滞金
納期限の翌日から、彦根市市税条例で定める割合（最初の1箇月は上限年7.3%、1箇月経過後は上限年14.6%）で納付の日までの日数に応じて計算します。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満のときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。
②督促状
納期限までに税金を納付されないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。
督促状を発した場合には、発した日の翌日から1通につき100円の督促手数料を徴収します。
③滞納処分
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付されない場合には、滞納処分を受けることになります。
滞納処分とは、滞納者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をもって滞納税金に充当する一連の強制徴収手続のことをいいます。

(4) 減免について

彦根市市税条例の規定に基づき、減免を受けようとする人は、納期限前までに減免申請書を提出しなければなりません。

4 所得控除の種類と控除額

雑損控除		（実質損失額-総所得金額等の合計額×10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額
医療費控除		医療費の実質負担額－（10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額）（限度額200万円） ※セルフメディケーション税制を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円（限度額8万8千円）
社会保険料控除等		支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000円以下	全額
		12,000円超32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
	旧契約	15,000円以下	全額
		15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）
一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）

地震保険料控除		支払金額	控除額
	地震保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下	全額
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額25,000円

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

控除	金額	扶養控除	金額
障害者控除	26万円	年少	0円
（特別障害者）	30万円	特定	45万円
（同居特別障害者）	53万円	一般	33万円
寡婦控除	26万円	老人	38万円
ひとり親控除	30万円	同居老親等	45万円
勤労学生控除	26万円		

基礎控除	納税者本人の所得金額	控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円

5 税額控除等の種類と計算方法

(1) 調整控除

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
合計課税所得金額が200万円以下の人
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超の人
次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額
基礎控除		5万円
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
寡婦控除		1万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
勤労学生控除		1万円

控除の種類		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円

扶養控除	金額	扶養控除	金額
一般	5万円	老人	10万円
特定	18万円	同居老親等	13万円

(2) 税額控除（配当控除）

種類 ＼ 課税所得金額	1,000万円以下の部分 市民税	1,000万円以下の部分 県民税	1,000万円超の部分 市民税	1,000万円超の部分 県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

(3) 税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において、平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得および特別特例取得を含む。）または特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額または平成19年もしくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3／5	県民税	2／5

(4) 税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額。
（対象の寄附金）
① 都道府県および市区町村に対する寄附金
② 住所地の共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
③ 彦根市の条例指定寄附金
④ 滋賀県の条例指定寄附金
ただし、①の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合
0円以上	195万円以下	84.895%
195万円超	330万円以下	79.79%
330万円超	695万円以下	69.58%
695万円超	900万円以下	66.517%
900万円超	1,800万円以下	56.307%
1,800万円超	4,000万円以下	49.16%
4,000万円超		44.055%
0円未満（課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合）		90%
0円未満（課税山林所得金額または課税退職所得金額を有する場合）		地方税法に定める割合

(5) 税額控除（配当割額または株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額または株式等譲渡所得割額	3／5	2／5

※令和2年度以前の所得控除額等については異なる場合があります。

別記様式第65号を次のように改める。

様式第65号(第８条関係)

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	様	殺名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6日目以内に税額を納入しなければなりません。納期の変更をされたい場合は、納期の開始の日の前日までに、市役所へ申出ください。なお、分の配分に対する異議があったときは、1月31日までに、市役所へ申出ください。1月31日までに申出がないときは、配分どおりで納付されたものとみなされます。

(問合せ先)
税務課 市民税係
TEL 0749-30-6140(直通)
0749-22-1411(代表)　内線203～206
URL https://www.city.hikone.lg.jp

①、②の順でシールの向こうがわにつっぱっていないか、確認してください。

所得	給与収入	給与所得(給与所得控除後)	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	雑	所得	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	(摘要)
控除	障・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計③						

税額		変更月	月割納付額
市県民税	総所得金額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		6月分
	税額控除額⑧		7月分
	所得割額⑨		8月分
	均等割額⑩		9月分
	特別徴収税額⑪		10月分
	控除不足額⑫		11月分
	既充当額⑬		12月分
	既納付額⑭		1月分
	割増税額(⑪－⑬－⑭)		2月分
	変更前税額⑮		3月分
	増減額(⑪－⑮)		4月分
			5月分

課税標準	総所得金額	山林所得	分離長期譲渡	分離短期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等配当	先物取引

扶養親族該当区分	本人該当区分
特別障害者	障害者
障害者	寡婦
老人	ひとり親
配偶者老人	勤労学生

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	様	殺名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6日目以内に税額を納入しなければなりません。納期の変更をされたい場合は、納期の開始の日の前日までに、市役所へ申出ください。なお、分の配分に対する異議があったときは、1月31日までに、市役所へ申出ください。1月31日までに申出がないときは、配分どおりで納付されたものとみなされます。

(問合せ先)
税務課 市民税係
TEL 0749-30-6140(直通)
0749-22-1411(代表)　内線203～206
URL https://www.city.hikone.lg.jp

①、②の順でシールの向こうがわにつっぱっていないか、確認してください。

所得	給与収入	給与所得(給与所得控除後)	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	雑	所得	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	(摘要)
控除	障・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計③						

税額		変更月	月割納付額
市県民税	総所得金額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		6月分
	税額控除額⑧		7月分
	所得割額⑨		8月分
	均等割額⑩		9月分
	特別徴収税額⑪		10月分
	控除不足額⑫		11月分
	既充当額⑬		12月分
	既納付額⑭		1月分
	割増税額(⑪－⑬－⑭)		2月分
	変更前税額⑮		3月分
	増減額(⑪－⑮)		4月分
			5月分

課税標準	総所得金額	山林所得	分離長期譲渡	分離短期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等配当	先物取引

扶養親族該当区分	本人該当区分
特別障害者	障害者
障害者	寡婦
老人	ひとり親
配偶者老人	勤労学生

給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住所	様	殺名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第321条の4(第321条の6)の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6日目以内に税額を納入しなければなりません。納期の変更をされたい場合は、納期の開始の日の前日までに、市役所へ申出ください。なお、分の配分に対する異議があったときは、1月31日までに、市役所へ申出ください。1月31日までに申出がないときは、配分どおりで納付されたものとみなされます。

(問合せ先)
税務課 市民税係
TEL 0749-30-6140(直通)
0749-22-1411(代表)　内線203～206
URL https://www.city.hikone.lg.jp

①、②の順でシールの向こうがわにつっぱっていないか、確認してください。

所得	給与収入	給与所得(給与所得控除後)	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	雑	所得	医療費	社会保険料	小規模企業共済	生命保険料	地震保険料	(摘要)
控除	障・寡・ひ・勤	配偶者	配偶者特別	扶養	基礎	所得控除合計③						

税額		変更月	月割納付額
市県民税	総所得金額④		
	税額控除額⑤		
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		6月分
	税額控除額⑧		7月分
	所得割額⑨		8月分
	均等割額⑩		9月分
	特別徴収税額⑪		10月分
	控除不足額⑫		11月分
	既充当額⑬		12月分
	既納付額⑭		1月分
	割増税額(⑪－⑬－⑭)		2月分
	変更前税額⑮		3月分
	増減額(⑪－⑮)		4月分
			5月分

課税標準	総所得金額	山林所得	分離長期譲渡	分離短期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等配当	先物取引

扶養親族該当区分	本人該当区分
特別障害者	障害者
障害者	寡婦
老人	ひとり親
配偶者老人	勤労学生

特別徴収義務者名		
指定番号	枚中の　枚目	員

※　開封せず、横ミシン目に沿って切り離し、直接ご本人にお渡しください。

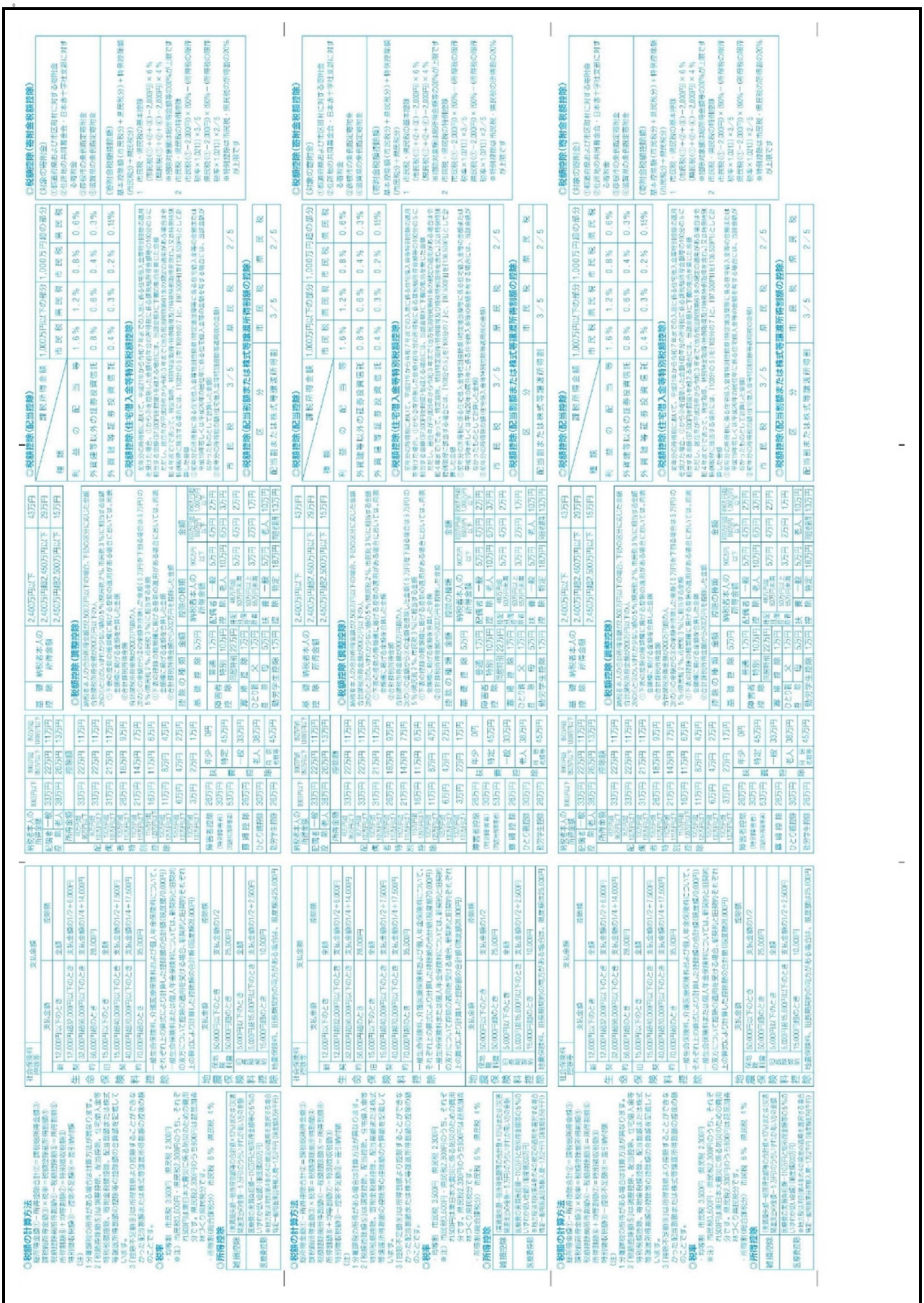

別記様式第 73 号の８を別記様式第 73 号の９とし、別記様式第 73 号の７を別記様式第 73 号の８とし、別記様式第 73 号の６の次に次の１様式を加える。